

鈴鹿市一般廃棄物処理基本計画 (案)

2019（平成31）年3月

鈴 鹿 市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 基本的事項	1
(1) 目的	1
(2) 法的根拠	1
(3) 計画期間	2
2 適用範囲	2
(1) 対象地域	2
(2) 対象となる廃棄物	2
3 計画の位置づけ	3
(1) 一般廃棄物処理計画の構成	3
(2) 他の計画との関係	4
(3) 鈴鹿市総合計画との関係	5
4 計画策定と進行管理	6
(1) 計画の策定と周知	6
(2) 進行管理	6
第2章 鈴鹿市の現況	7
1 位置及び概況	7
2 人口動態	8
3 産業の動向	9
(1) 産業の特色	9
(2) 就業者別に見る本市の産業構造	9
(3) 主要産業の推移	10
第3章 ごみ処理基本計画	13
1 ごみ処理の現況	13
(1) ごみ処理の概要	13
(2) ごみ処理体制	15
(3) ごみ処理の実績	19
(4) 清掃費（廃棄物処理経費）	28
(5) ごみ減量化及び資源化の状況	29
2 ごみ処理の現状に係る課題	36
(1) 1人当たりのごみ排出量の下げ止まり	36
(2) 資源化率の低下	37

(3) 家庭ごみの行政回収の効率化	38
(4) 事業系ごみの増加	38
3 ごみ処理基本計画	39
(1) 基本理念と基本方針	39
(2) 基本施策	40
(3) ごみの発生量の見込み	41
(4) ごみ処理に関する各主体の役割	44
(5) 家庭ごみの種類及び分別の区分	45
(6) ごみの適正な処理及びこれを実施する者	47
(7) 処理施設の整備	51
(8) その他	52
第4章 生活排水処理基本計画	55
1 生活排水を取巻く社会情勢	55
(1) 関係法令の概要	55
(2) 国・県の動向	55
2 生活排水処理の概要	56
3 生活排水処理の状況	56
(1) 生活排水の処理主体	56
(2) 生活排水処理形態別人口	57
(3) 生活排水処理施設の整備状況	58
(4) し尿及び浄化槽汚泥処理施設の整備状況	59
(5) し尿及び浄化槽汚泥の搬入状況	61
(6) し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬状況	62
(7) 浄化槽汚泥の処理残さの最終処分状況	62
(8) 鈴鹿市合併処理浄化槽設置整備事業補助金	62
4 生活排水処理の現状に係る課題	63
(1) 公共下水道事業	63
(2) 農業集落排水事業	63
(3) 未処理の生活排水	63
(4) し尿と浄化槽汚泥の混入割合の逆転現象	63
5 生活排水処理基本計画	64
(1) 基本理念、基本方針及び基本施策	64
(2) 生活排水処理に関する区域	65
(3) 生活排水処理に関する基本的事項	67
(4) し尿及び浄化槽汚泥処理計画	68
(5) その他	69

*本文における表の合計については、四捨五入の関係で計算結果が合わないことがあります。

第1章 計画の基本的な考え方

1 基本的事項

(1) 目的

本計画は、市の一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的方針を明確にするものであり、その策定に当たっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生量の見込み、住民の意見等を踏まえた上で、一般廃棄物処理に関する制度や施設の整備について十分考慮するとともに、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討しました。

本市では、2003(平成15)年度に策定した鈴鹿市一般廃棄物処理基本計画が、2018(平成30)年度に終了することに伴い、将来の社会情勢や生活様式の変化に対応した計画の策定が必要です。そのため、2019年度から13年間を計画期間とする鈴鹿市一般廃棄物処理基本計画(以下「本計画」という。)を策定します。

(2) 法的根拠

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項の規定に基づき策定するものです。廃棄物処理法第6条第2項では、本計画において定める事項が以下のとおり示されています。

廃棄物処理法第6条第1項及び第2項

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

(3) 計画期間

本計画は、鈴鹿市総合計画の見直し、改定に時期を合わせるため、2019年度から2031年度までの13年間とします。

なお、2023年度、2027年度に見直しを行う予定とします。

表 1-1 計画期間

年	2018 (H30)	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
本計画	← 計画期間 →													
	改定					見直し				見直し				改定
鈴鹿市 総合計画	← 総合計画2023 →					← 次期計画 →								
						改定					見直し			改定

2 適用範囲

(1) 対象地域

本計画は、鈴鹿市采女が丘町を除く本市全域を対象区域とします。

鈴鹿市采女が丘町については四日市市に一般廃棄物(ごみ)の処理を委託しています。

また、生活排水については四日市市の公共下水道で処理しています。

(2) 対象となる廃棄物

一般廃棄物処理計画は、一般廃棄物の統括的な処理責任を負う市町村がその区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画です。

本計画では、市が自ら処理、あるいは市以外の者に委託して処理する一般廃棄物、多量排出事業者(廃棄物処理法第6条の2第5項)に指示して処理させる一般廃棄物、及び市外の者が処理する一般廃棄物等、市内で発生するすべての一般廃棄物を対象とします。

3 計画の位置づけ

(1) 一般廃棄物処理計画の構成

一般廃棄物処理計画は、長期的視点に立った市の一般廃棄物処理の基本方針となる「一般廃棄物処理基本計画」と、この基本計画に基づき年度ごとに一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める「一般廃棄物処理実施計画」から構成しています。また、図 1-1 に示すとおり、それぞれ、ごみに関する部分である「ごみ処理基本計画」及び「ごみ処理実施計画」と、生活排水に関する部分である「生活排水処理基本計画」及び「生活排水処理実施計画」から構成しています。

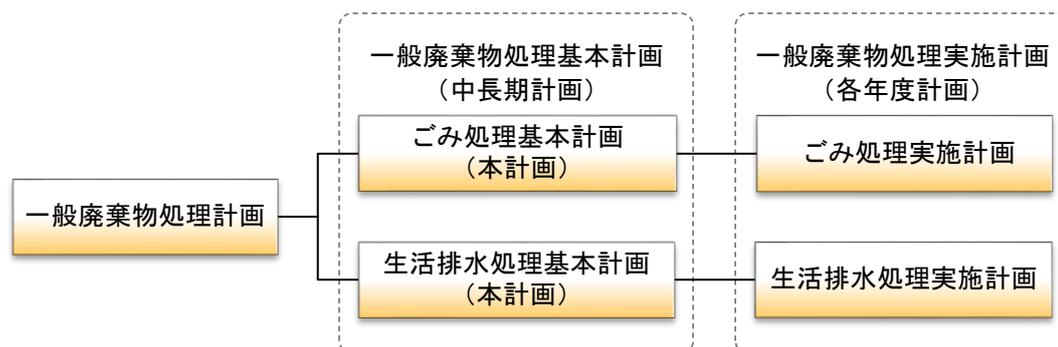


図 1-1 一般廃棄物処理計画の構成

(2) 他の計画との関係

本計画の策定に当たっては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めることはもとより、循環型社会の実現に努めることが重要です。

関連する計画と本計画との関係を図 1-2 に示します。

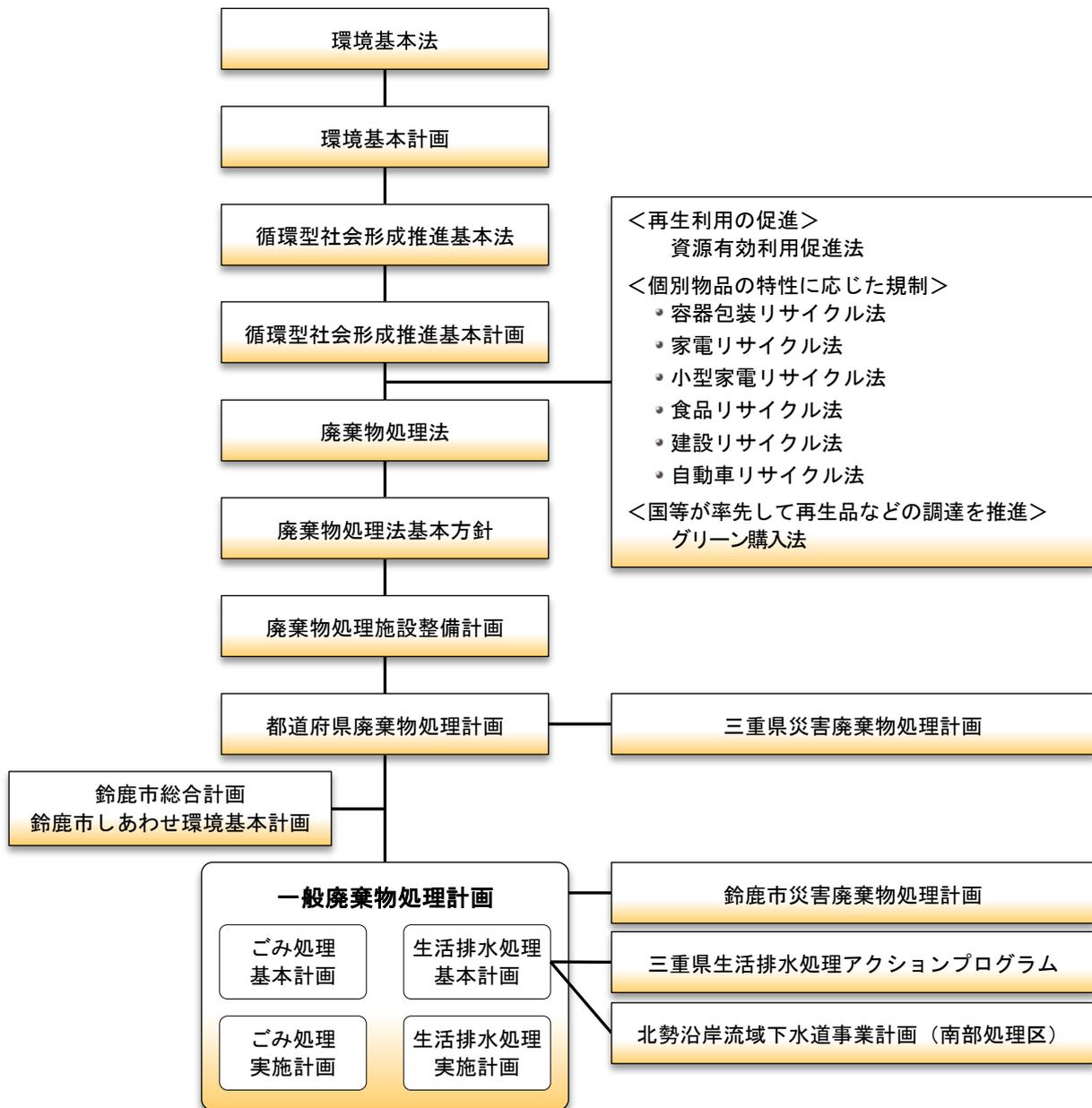


図 1-2 一般廃棄物処理基本計画と他の計画等との関係

(3) 鈴鹿市総合計画との関係

鈴鹿市総合計画では、めざす将来都市像である「みんなで創り 育み 成長し みんなに愛され選ばれるまち すずか」の実現に向けて、まちづくりの基本的な方向性を示す5つの柱を設定し、まちづくりを推進しています。

本計画は、その柱のひとつである「自然と共生し 快適な生活環境をつくるまち すずか」と、これを具現化するための目標である「めざすべき都市の状態」を設定し、総合計画2023の個別計画として位置づけて、取組の方向性をあわせて策定します。

めざすべき都市の状態

- 資源を有効に活用していること
- 地域の豊かな自然環境を維持し、保全していること
- 都市基盤がバランス良く整い、快適に暮らしていること

4 計画策定と進行管理

(1) 計画の策定と周知

本計画の策定に当たっては、廃棄物処理法第5条の7「鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」（以下「市廃棄物処理条例」という。）第7条に規定される廃棄物減量等推進審議会の意見及びパブリックコメントによる市民の意見等を踏まえ策定しました。

本計画は、冊子・市ホームページへの掲載により、市民、事業者に広く周知します。

(2) 進行管理

本計画で掲げた施策を着実に推進し、目標を実現するために、PDCAサイクルにより施策の実行、評価を行い、定期的な見直しを行います。

ア 計画

本計画の施策を実行するにあたり、成果指標を設定します。

イ 施策の実行

廃棄物処理法第6条の2の規定に基づき、本計画に従って、市の区域内のごみを生活環境保全上支障が生じないように収集し、これを運搬し、再生及び処分するための施策を設定し、実行します。

また、市の区域内の生活排水を生活環境の保全上支障が生じないように適正に処理するための施策を設定し、実行します。

ウ 評価

表 1-1 に示す見直し及び改定時期に、本計画で設定する成果指標に対しての進捗状況を評価し、その結果を公表します。

エ 見直し

表 1-1 に示す見直し時期に見直しを行います。また計画策定の前提が大きく変わった場合、又は評価結果に基づき取組の方向性を大きく変更する必要性が生じた場合についても、見直しを行います。見直し案については、審議会及び市民から広く意見を募集し、その結果を反映させることによって、より良い計画策定に努めます。

第2章 鈴鹿市の現況

1 位置及び概況

本市は、三重県の北中部に位置し、面積は 194.46km²、四日市市、亀山市、津市及び滋賀県に接し、東に伊勢湾、西に国定公園に指定された鈴鹿山脈が連なる豊かな自然に恵まれたまちです。また、気候は温暖で、市の中央部には一級河川の鈴鹿川が流れ、広々とした田園地帯から丘陵地、そして鈴鹿山脈へと市域が広がっています。

一方、交通においては、国道 1 号及び国道 23 号、東名阪自動車道、近鉄名古屋線、JR 関西本線、伊勢鉄道等を中心に、中部圏、近畿圏の要衝としての機能を果たしています。また、今後供用開始予定の新名神高速道路と（仮称）鈴鹿 PA スマート IC 及び中勢バイパスの延長により、交通の利便性が向上することが期待されています。

1942（昭和 17）年 12 月、2 町 12 力村が合併し、人口約 5 万 2,000 人から出発した本市は、中部圏の中心の名古屋市へは 50 km、近畿圏の中心の大阪市へも 100 km の距離にあり、中部圏と近畿圏の中心に位置する地理的優位性のもと、自動車産業など数多くの企業を誘致し、伊勢湾岸地域有数の内陸工業都市として、また、水稻をはじめ花木・植木の生産も盛んであり、農業と工業がともに成長した「緑の工都」として発展してきました。さらに F1 日本グランプリレースをはじめとする自動車や二輪車の国際的なレースの開催等により、国際的な観光都市として知られています。



図 2-1 鈴鹿市の位置

2 人口動態

本市の人口及び世帯数の推移を表 2-1 及び図 2-2 に示します。

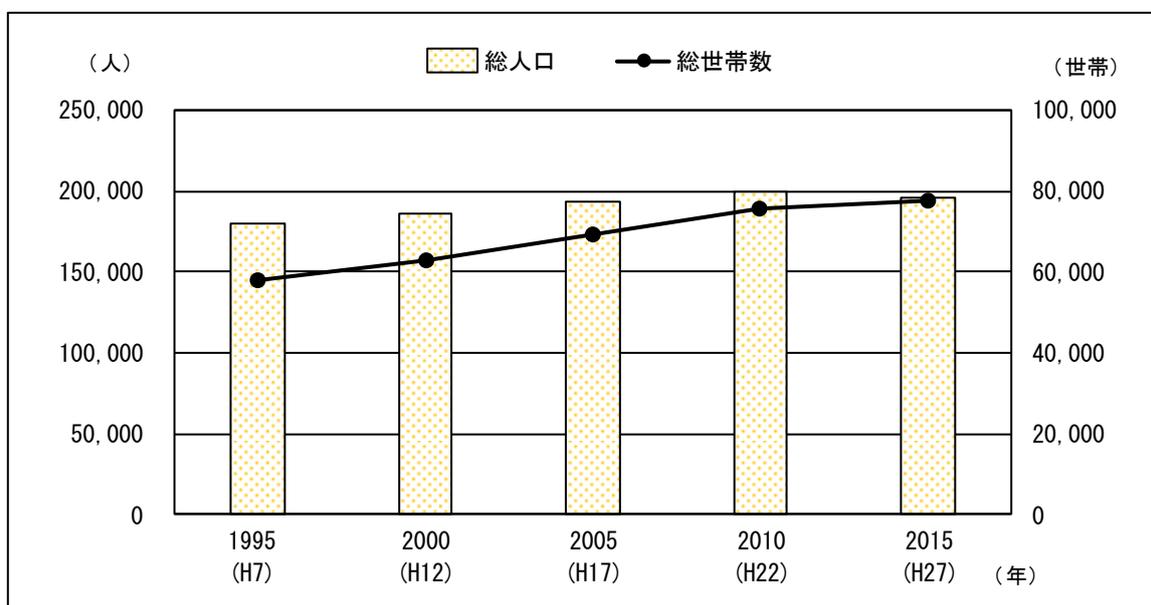
2015（平成 27）年 10 月 1 日現在の人口は、196,403 人であり、四日市市、津市に次ぐ県下第 3 位の人口規模となっています。1995（平成 7）年に 179,800 人であった人口は、増加傾向にありましたが、平成 27 年度は減少に転じています。

世帯数は、単身世帯の増加や核家族化の進行により増加傾向にあり、2015（平成 27）年 10 月 1 日現在で 77,725 世帯となっています。

表 2-1 人口及び世帯数の推移

年	項目	総人口 (人)	増加人口 (人)	総世帯数 (世帯)	増加世帯数 (世帯)
1995 (H7)		179,800	753	57,774	1,143
2000 (H12)		186,151	6,351	62,960	5,186
2005 (H17)		193,114	6,963	69,122	6,162
2010 (H22)		199,293	6,179	75,868	6,746
2015 (H27)		196,403	-2,890	77,725	1,857

※ 各年 10 月 1 日現在
出典：「鈴鹿市統計要覧」（鈴鹿市）



※ 各年 10 月 1 日現在
出典：「鈴鹿市統計要覧」（鈴鹿市）

図 2-2 人口及び世帯数の推移

3 産業の動向

(1) 産業の特色

本市の産業は、農業、工業及び商業・観光業を中心として高い生産性を誇っています。

農業のなかでも、花木・植木は「三重サツキ」などブランド化され、さまざまな品目が生産されています。また、伊勢茶ブランドで煎茶やかぶせ茶の生産が盛んに行われています。

工業については、製造業のうち、製造品出荷額、事業所数、従業員数のいずれも自動車製造業が高い割合を占めています。また、民間の工業団地の造成も進み、今後は、新たな企業の進出も見込まれます。

商業・観光業では、F1 日本グランプリレースをはじめとする自動車や二輪車の国際的なレースの開催等により、国際的な観光都市として発展しています。また、市内に県下有数の大型商業施設もあり、市内のみならず近隣市からの買い物客も訪れ、賑わっています。

(2) 就業者別に見る本市の産業構造

本市の産業分類別就業者数及び構成比の推移を表 2-2 に示します。

就業者数は、1995（平成 7）年度以降増加していましたが、2010（平成 22）年度の調査では減少に転じ、2015（平成 27）年度は 94,353 人となっています。

第一次産業、第二次産業ともに就業者数は減少しており、約 20 年間で第一次産業では約 2,000 人、第二次産業では約 8,300 人減少しています。一方、第三次産業の就業者数は約 20 年間で 7,700 人増加しており、本市の総就業者数の約 60%を占めています。

表 2-2 産業別就業者及び構成比の推移

(単位：人)

項目	1995 (H7)		2000 (H12)		2005 (H17)		2010 (H22)		2015 (H27)	
	数	構成比	数	構成比	数	構成比	数	構成比	数	構成比
総就業者数	94,077	100.0%	95,477	100.0%	97,777	100.0%	96,396	100.0%	94,353	100.0%
第一次産業	4,812	5.1%	4,208	4.4%	3,790	3.9%	2,866	3.0%	2,773	2.9%
第二次産業	40,869	43.4%	39,307	41.2%	37,236	38.1%	33,317	34.6%	32,574	34.5%
第三次産業	48,010	51.0%	51,691	54.1%	54,249	55.5%	53,041	55.0%	55,706	59.0%
分類不可能の産業	386	0.4%	271	0.3%	2,502	2.6%	7,172	7.4%	3,300	3.5%

出典：「鈴鹿市統計要覧」（鈴鹿市）

(3) 主要産業の推移

ア 農林水産業

本市の主要農作物作付面積及び収穫量の推移を表 2-3、形態別農家数の推移を表 2-4 に示します。

本市は県下有数の農業地帯で、鈴鹿川流域から右岸に広がる水田地帯と、西部丘陵での花木・植木、茶、野菜等の畑作地帯に大別されます。その中で花木・植木、茶の生産は地質や気候に恵まれ、付加価値の高い生産手法を活用しています。しかし、兼業農家数の減少に伴い、農家総数は 20 年前の約 6 割に減少しています。

水産業は、伊勢湾を漁場とする沿岸漁業をはじめ、海苔養殖も行われています。また、沿岸漁業の増産と水産物の安定供給のため、獲る漁業から育てる漁業への転換が進められヨシエビ、アサリ、ガザミ等の種苗放流や漁礁整備が行われています。

表 2-3 主要農作物作付面積及び収穫量の推移

年	項目	稲		麦		かんしょ・豆	
		水 稻		小 麦		大 豆	
		作付面積 (ha)	収穫量 (t)	作付面積 (ha)	収穫量 (t)	作付面積 (ha)	収穫量 (t)
2011 (H23)		2,660	13,400	540	1,320	411	403
2012 (H24)		2,580	13,500	541	1,200	391	442
2013 (H25)		2,560	13,500	548	1,230	406	345
2014 (H26)		2,520	12,500	579	1,930	420	437
2015 (H27)		2,380	11,700	631	1,390	429	373

出典：「鈴鹿市統計要覧」（鈴鹿市）

表 2-4 形態別農家数の推移

(単位：戸)

年	項目	総 数	専業農家	兼業農家	第1種兼業	第2種兼業	
						自営兼業	雇用兼業
1995 (H7)	計	6,153	627	5,526	792	560	4,174
2000 (H12)	自給的農家	1,205	—	—	—	—	—
	販売農家	4,320	549	3,771	452	3,319	—
	計	5,525	—	—	—	—	—
2005 (H17)	自給的農家	1,539	—	—	—	—	—
	販売農家	3,524	639	2,885	504	2,381	—
	計	5,063	—	—	—	—	—
2010 (H22)	自給的農家	1,601	—	—	—	—	—
	販売農家	2,857	655	2,202	300	1,902	—
	計	4,458	—	—	—	—	—
2015 (H27)	自給的農家	1,465	—	—	—	—	—
	販売農家	2,323	657	1,666	133	1,533	—
	計	3,788	—	—	—	—	—

出典：「鈴鹿市統計要覧」（鈴鹿市）

イ 工業

本市の工業の2010（平成22）年からの推移を表2-5に示します。

本市は、四日市市に次いで県下第2位の工業都市であり、その中心は自動車関連産業となっています。

2014（平成26）年の事業所数は290事業所、従業者数は22,669人、製造品出荷額等約1兆2,800億円です。



表2-5 工業の推移

項目 \ 年	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)
事業所数	299	345	304	302	290
従業者数（人）	20,293	22,121	22,004	22,907	22,669
製造品出荷額等（千万円）	135,136	138,309	152,778	145,905	128,348

出典：「工業統計」（鈴鹿市）

ウ 商業

本市の商業の推移を表2-6に示します。

2014（平成26）年の事業所数は1,402事業所、従業者数は11,442人で事業所数及び従業者数ともに2002（平成14）年から減少傾向にありましたが、2014（平成26）年に増加しました。年間商品販売額は、約3,370億円で2002（平成14）年から同水準で推移しています。

表2-6 商業の推移

項目 \ 年	2002 (H14)	2004 (H16)	2007 (H19)	2011 (H23)	2014 (H26)
事業所数	1,912	1,806	1,691	1,301	1,402
従業者数（人）	13,395	13,117	13,004	10,001	11,442
年間商品販売額（百万円）	315,468	314,136	334,582	313,272	336,707

出典：「三重県統計書」（三重県）

工 観 光

本市の観光レクリエーション入込客数の推移を表 2-7 に示します。

2013（平成 25）年以降の観光レクリエーション入込客数は、増加傾向にあり、2014（平成 26）年以降は年間 450 万人を超えています。

表 2-7 観光レクリエーション入込客数

（単位：人）

市	年	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
鈴鹿市		4,460,129	4,647,071	4,734,392	4,723,425	4,827,994

出典：「観光レクリエーション入込客数推計」（三重県）



第3章 ごみ処理基本計画

1 ごみ処理の現況

(1) ごみ処理の概要

本市の清掃事業の対象としているごみは、一般家庭から排出されるごみと事業活動に伴って発生する一般廃棄物です。

また処理区域は、鈴鹿市采女が丘町を除く本市全域で、鈴鹿市采女が丘町については、四日市市の采女が丘団地内にあることから、四日市市に一般廃棄物処理業務を委託しています。

清掃事業は、家庭系ごみの収集・運搬から中間処理及び最終処分に至るまでの地方公共団体が行う業務です。また、その運営体制は、収集・運搬、中間処理及び最終処分は事業者に委託し、管理業務等の一部を直営にて行っています。



【鈴鹿市清掃センター】



【鈴鹿市不燃物リサイクルセンター】

本市におけるごみ処理の流れを図 3-1 に示します。

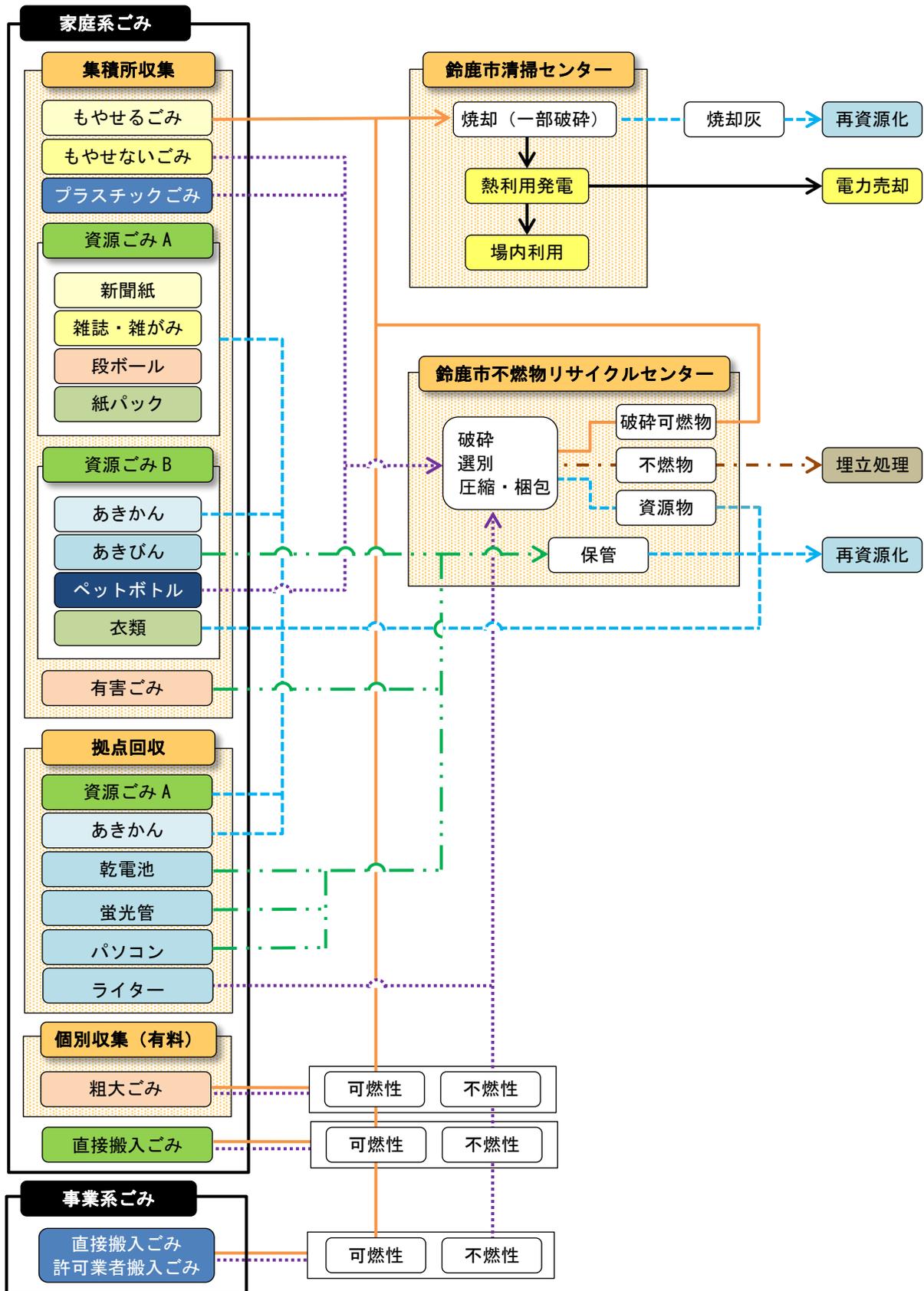


図 3-1 ごみ処理フロー

(2) ごみ処理体制

ア 家庭ごみの分別区分

ごみの分別の区分を表 3-1 に示します。

収集対象ごみは、もやせるごみ、もやせないごみ、プラスチックごみ、資源ごみ A (新聞紙, 雑誌・雑がみ, 段ボール, 紙パック), 資源ごみ B (あきかん, あきびん, ペットボトル, 衣類), 有害ごみ, 粗大ごみの分別としています。

表 3-1 ごみの分別区分と対象物

分別の区分		対象物
もやせるごみ		紙類, 布類, 木製類, 生ごみ等 ※ 紙くず, 庭木の剪定ごみ, 紙おむつ, ペット用砂, むいぐるみ, 使い捨てカイロ, 保冷剤, カーペット, カーテン, ビデオテープ, カセットテープ等
もやせないごみ		金属, ガラス, 陶磁器, ゴム, プラスチック製品等 ※ CD・MD・DVD, ハンガー, 電球, 靴, やかん, フライパン等, アルミホイル・アルミ容器, ゴム製品, 除湿剤, 乾燥剤, 傘, スポンジ, バケツ, 食器, プランター, ビニールひも等
プラスチックごみ		プラマークがついているもの プラスチック製容器包装 ※ カップ・パック類, 袋・フィルム類, フタ・キャップ類, トレイ類, ボトル類, チューブ類, 緩衝材類等
資源ごみ A	新聞紙	新聞紙 (折込広告等のチラシを含む)
	雑誌・雑がみ	雑誌, 雑がみ (はがき, 菓子の空箱, 包装紙, 古本, カレンダー等を含む)
	段ボール	段ボール
	紙パック	紙パック
資源ごみ B	あきかん	飲食物品 (ジュース, ビール, 缶詰, 菓子, 粉ミルク, ペットフード等) が入っていたもの
	あきびん	飲食物品 (飲み薬を含む)・化粧品が入っていたもの
	ペットボトル	ペットボトルマークがついているもの
	衣類	衣類 (毛布, タオルを含む)
有害ごみ		乾電池, 蛍光管, 鏡, 水銀体温計等
粗大ごみ		本市認定ごみ袋に入らないもの又は 5 kg 以上のもの (木製家具, ベッド, マットレス, ガスレンジ, バッテリー, 自転車, 電化製品, 電子レンジ, 石油ストーブ) 等

イ 家庭ごみの収集体制

収集体制を表 3-2 に示します。

収集区域は本市全域です。ただし、鈴鹿市采女が丘町は、四日市市の采女が丘団地内にあることから四日市市に一般廃棄物の収集及び処理を委託しています。

表 3-2 収集体制

分別の区分		収集方法	集積所数	回数	車両及び台数	
もやせるごみ		集積所収集	3,688	週2回	2tパッカー車	30
もやせないごみ			3,339	月1回		
プラスチックごみ				週1回		
有害ごみ			1,962	年3回		
資源ごみA	新聞紙		598	月2回	4tパッカー車	
	雑誌・雑がみ					
	段ボール					
	紙パック					
資源ごみB	あきかん				2tパッカー車	2
	あきびん				2t特殊車両	2
	ペットボトル				2t平ボディー車	1
	衣類					
粗大ごみ		戸別有料収集	—	随時	2t平ボディー車	2
					軽トラック	1

(2018(平成30)年4月1日現在)

ウ 中間処理

本市の中間処理施設は、焼却処理施設の鈴鹿市清掃センターと不燃物処理施設の鈴鹿市不燃物リサイクルセンターがあり、各施設の概要等を表 3-3 及び表 3-4 に示します。

表 3-3 焼却処理施設の概要（鈴鹿市清掃センター）

施設名称	鈴鹿市清掃センター
所在地	鈴鹿市御菌町 3688 番地
公称能力	270t/24h（90t/24h×3 基）
業務開始	2002（平成 14）年 8 月
処理対象物	可燃ごみ
敷地面積	45,967.06m ²
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄骨造 地上 4 階 地下 1 階 延床面積 11,487.93m ² 煙突高さ 鉄筋コンクリート造 59m
焼却設備	焼 却 炉 : 連続燃焼式ストーカ炉(90t/24h)×3 炉
余熱利用設備	蒸 気 タ ー ビ ン : 多段衝動復水タービン 発 電 機 : 三相交流同期発電機 (3,000kW)

表 3-4 不燃物処理施設の概要（鈴鹿市不燃物リサイクルセンター）

施設名称	鈴鹿市不燃物リサイクルセンター（2 期事業）
所在地	鈴鹿市国分町 1700 番地
土地所有	借地方式
業務開始	容器包装プラスチック処理系統 2010（平成 22）年 4 月 不燃・粗大ごみ処理系統，ペットボトル処理系統，有害ごみ処理系統 2011（平成 23）年 4 月
事務所	管理棟面積 864m ²
処理対象物	【処理施設】 容器包装プラスチック，不燃ごみ・粗大ごみ，ペットボトル，有害ごみ
処理能力	容器包装プラスチック処理系統 22t/(5h・日) 不燃・粗大ごみ処理系統 44t/(5h・日)（5 種選別） ペットボトル処理系統 2t/(5h・日) 有害ごみ処理系統 2t/(5h・日)
処理施設 （延床面積）	容器包装プラスチック処理棟 3,760m ² 不燃・粗大ごみ処理棟 3,470m ² ストックヤード・計量棟（2 棟） 1,060m ² 構造 地上 3 階建 鉄骨造一部 RC 造（容器包装プラスチック処理施設） 地上 3 階建 鉄骨造一部 RC 造（不燃・粗大ごみ処理施設） 地上 2 階建 RC 造（管理棟） 地上 1 階建 鉄骨造（ストックヤード棟，計量棟（2 棟）） ごみ計量機 3 基（入口側：2 基，出口側：1 基） 最大目盛 30t 最小目盛 10kg

工 最終処分

最終処分は、鈴鹿市不燃物リサイクルセンター内の最終処分施設にて行っています。
最終処分場の概要を表 3-5 に示します。

表 3-5 最終処分場の概要

施設名称	鈴鹿市不燃物リサイクルセンター（2期事業）	
所在地	鈴鹿市国分町 1700 番地	
事務所	管理棟面積 864m ²	
埋立対象物	【最終処分施設】 破碎不燃物，プラスチック固化物，土砂，がれき	
敷地面積	1期事業 98,800m ²	2期事業 23,400m ²
埋立面積	1期事業 48,000m ²	2期事業 15,600m ²
埋立容量	1期事業 335,900m ³	2期事業 125,300m ³
洪水調整池	13,500m ³	
処理能力	【浸出水処理施設】 450m ³ /24h（日平均）	
調整槽容量	5,400m ³ （1期事業：2,300m ³ ，2期事業：3,100m ³ ）	
処理方式	接触酸化方式： 生物脱窒素処理＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着＋レオ樹脂吸着＋滅菌	

オ 再資源化

表 3-6 に示すものについては、売却等により再資源化を進めています。

表 3-6 再資源化物の概要

処理区分	再資源化物
直接資源化	新聞紙，雑誌・雑がみ，段ボール，紙パック（資源ごみA） あきかん，あきびん，衣類（資源ごみB）
中間処理後資源化	焼却灰（もやせるごみ） ペットボトル（資源ごみB） プラスチックごみ スクラップ鉄，スクラップアルミニウム，非鉄金属，混合缶，破碎鉄， 破碎アルミ，モーター類（もやせないごみ） 小型家電（もやせないごみ） バッテリー（もやせないごみ） 有害ごみ（外部委託処理）

(3) ごみ処理の実績

ア ごみ排出量の実績

ごみ排出量の実績を表 3-7 及び図 3-2 に示します。

ごみ排出量は、2010（平成 22）年度から 2017（平成 29）年度まで、ほぼ横ばいで推移しています。2017（平成 29）年度のごみ総排出量は 68,816 t/年となっています。

表 3-7 ごみ排出量の実績

(単位：t)

項目	年度	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
ごみ総排出量		69,319	68,525	69,736	70,070	70,251	70,710	69,211	68,816
家庭系ごみ排出量		51,971	50,916	51,402	50,831	51,148	50,533	49,030	48,597
収集ごみ		41,011	40,599	40,742	40,291	40,292	39,242	38,393	38,038
もやせるごみ		31,086	31,347	31,825	31,580	31,745	31,187	30,784	30,590
もやせないごみ		2,726	2,726	2,614	2,579	2,582	2,550	2,431	2,475
プラスチックごみ		3,081	2,797	2,645	2,664	2,798	2,757	2,706	2,693
資源ごみ		3,543	3,171	3,095	2,896	2,617	2,167	1,912	1,702
有害ごみ		53	53	46	50	53	51	45	45
粗大ごみ		522	505	516	521	497	530	514	533
直接搬入ごみ		7,751	7,051	7,425	7,339	7,841	8,437	8,056	8,251
拠点回収		9	10	9	10	11	11	10	11
あきかん回収事業		14	11	10	9	6	6	6	6
集団回収		3,186	3,245	3,216	3,182	2,997	2,837	2,565	2,291
事業系ごみ排出量		17,348	17,610	18,334	19,239	19,103	20,178	20,180	20,218

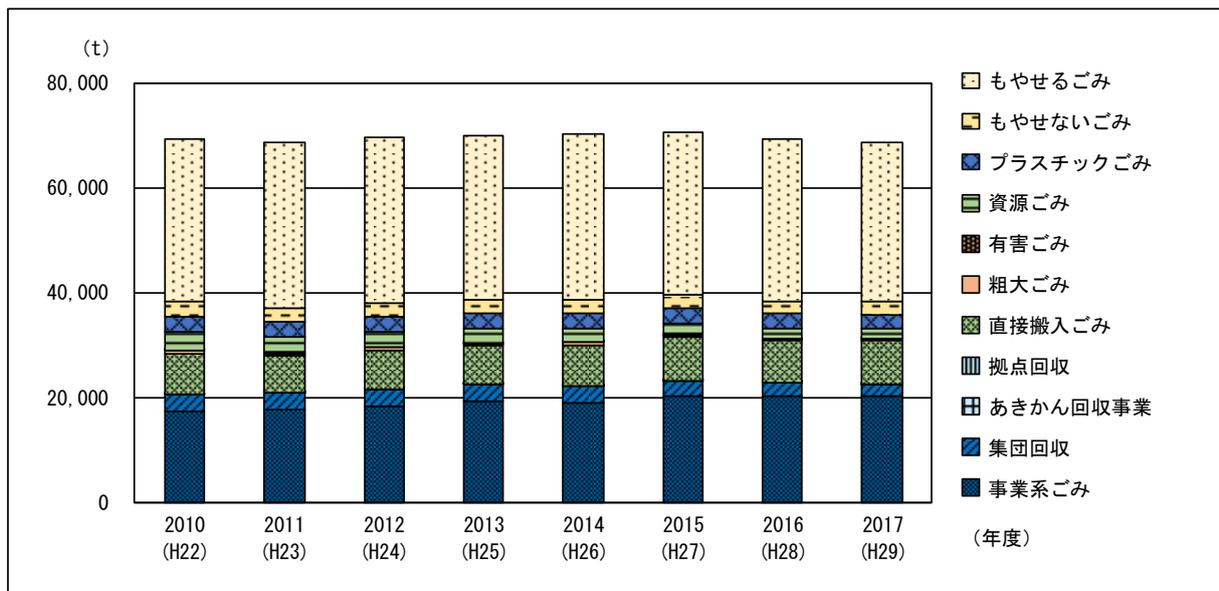


図 3-2 ごみ排出量の実績

(ア) 収集資源ごみの内訳（プラスチックごみ含む）

収集資源ごみの内訳を表 3-8 及び図 3-3 に示します。

2017（平成 29）年度のプラスチックごみ（プラスチック製容器包装）を含む収集資源ごみの内訳は、プラスチックごみが約 61%を占め、新聞紙や雑誌・雑がみ等の紙類が約 16%を占めています。

収集量は年々減少傾向にあり、2017（平成 29）年度の収集量は 2010（平成 22）年度から約 2,200 t 減少しています。

表 3-8 収集資源ごみの内訳

(単位:t)

項目	年度	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
プラスチックごみ		3,081	2,797	2,645	2,664	2,798	2,757	2,706	2,693
資源ごみ		3,543	3,171	3,095	2,896	2,617	2,167	1,912	1,702
新聞紙		886	698	725	684	589	414	363	283
雑誌・雑がみ		585	528	544	490	419	272	221	175
段ボール		544	487	448	422	405	356	307	259
紙パック		10	10	8	7	6	5	4	4
あきかん		245	224	212	198	183	167	153	147
あきびん		692	674	645	629	595	556	503	475
ペットボトル		292	269	254	230	199	193	192	188
衣類		289	282	259	235	221	206	169	171
プラスチックごみ+資源ごみ		6,624	5,968	5,740	5,561	5,415	4,925	4,618	4,395

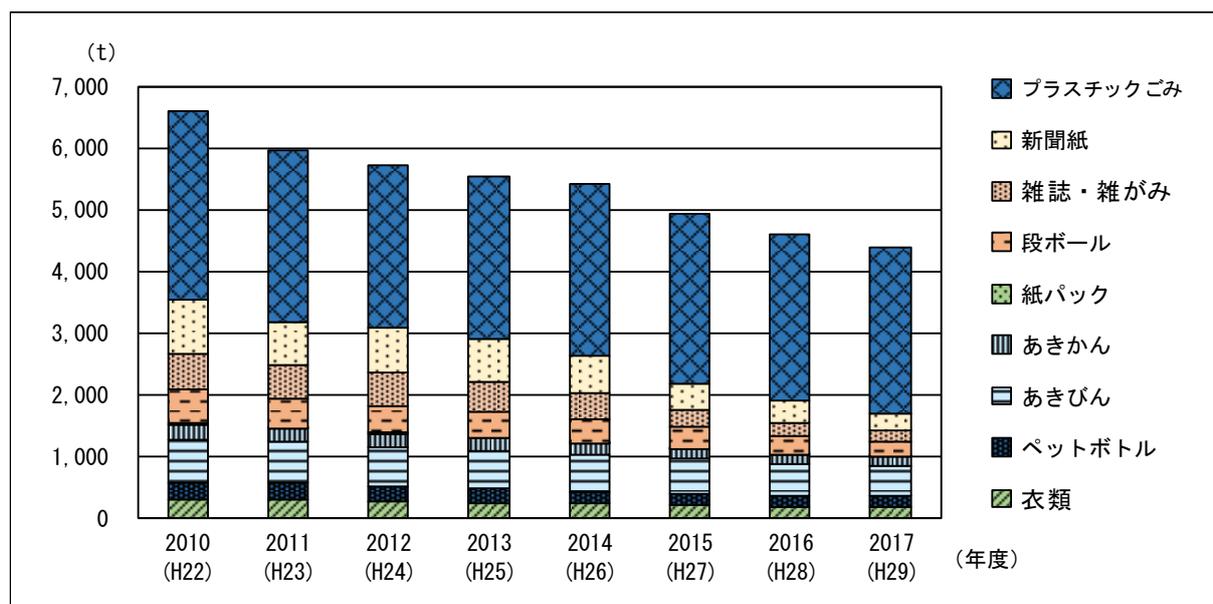


図 3-3 収集資源ごみの内訳

(イ) 直接搬入ごみ（可燃性）の内訳

鈴鹿市清掃センターへの直接搬入ごみ（可燃性）の内訳を表 3-9 及び図 3-4 に示します。

2017（平成 29）年度の直接搬入ごみ（可燃性）は 24,561t となっており、約 79%が事業系搬入となっています。

搬入量は、市民搬入等及び事業系搬入ともに 2015（平成 27）年度まで増加傾向にありましたが、2015（平成 27）年度以降はほぼ横ばいで推移しています。

表 3-9 直接搬入ごみ（可燃性）の内訳

(単位:t)

項目 \ 年度	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
直接搬入ごみ（可燃性）	21,297	21,251	22,331	23,080	23,486	24,983	24,883	24,561
市民搬入等	4,707	4,387	4,710	4,573	5,114	5,500	5,381	5,082
事業系搬入	16,590	16,864	17,621	18,507	18,372	19,483	19,503	19,479

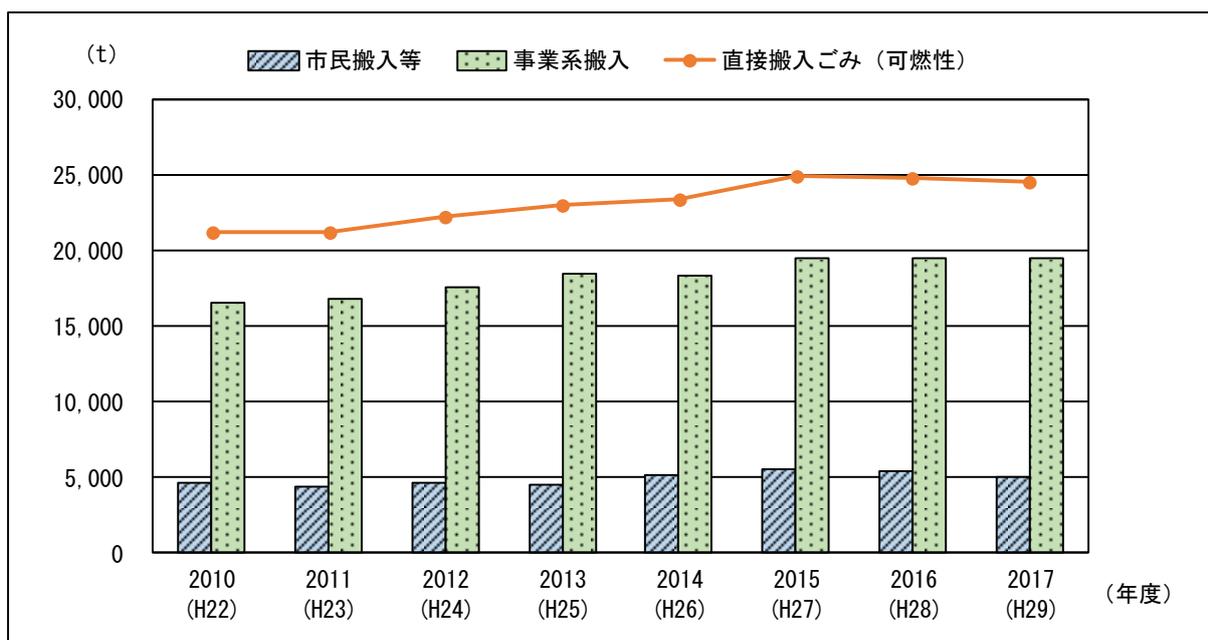


図 3-4 直接搬入ごみ（可燃性）の内訳

(ウ) 直接搬入ごみ（不燃性）の内訳

鈴鹿市不燃物リサイクルセンターへの直接搬入ごみ（不燃性）の内訳を表 3-10 及び図 3-5 に示します。

2017（平成 29）年度の直接搬入ごみ（不燃性）は 3,908t となっており、約 81%が市民搬入等となっています。

搬入量は、2011（平成 23）年度から微増傾向で推移していましたが、2016（平成 28）年度に減少し、2017（平成 29）年度は前年と比較して 16.6%増加しています。

表 3-10 直接搬入ごみ（不燃性）の内訳

(単位:t)

項目 \ 年度	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
直接搬入ごみ（不燃性）	3,802	3,410	3,429	3,498	3,458	3,631	3,353	3,908
市民搬入等	3,045	2,665	2,716	2,766	2,727	2,936	2,675	3,169
事業系搬入	758	745	713	732	731	694	678	739

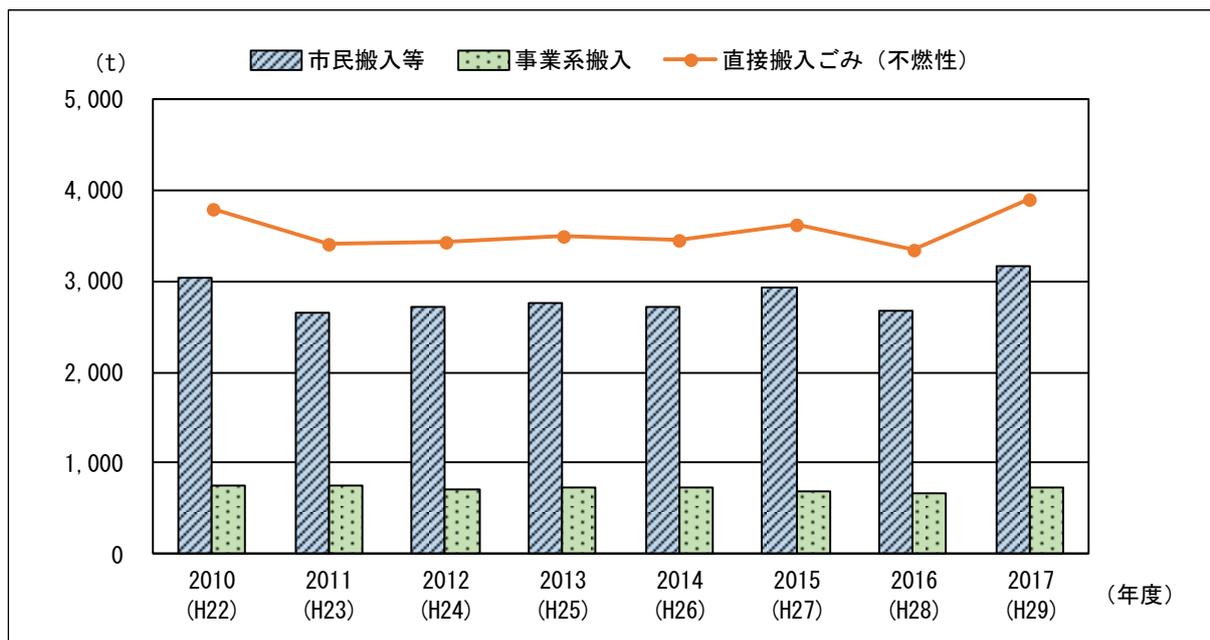


図 3-5 直接搬入ごみ（不燃性）の内訳

イ 市で処理していない一般廃棄物

(ア) 特別管理一般廃棄物

特別管理一般廃棄物の内訳を表 3-11 に示します。

廃棄物処理法で定める「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有するものとして政令で定められているもので「ばいじん」及び「感染性一般廃棄物」については、法で定められた方法により、排出者自らの責任により適正に処理することとしています。

表 3-11 特別管理一般廃棄物

種 類	備 考
PCB を使用した部品	廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジに含まれる PCB を使用する部品
廃水銀	水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀
ばいじん	ごみ処理施設の集じん施設で生じたばいじん
ばいじん、燃え殻 汚泥	ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設である廃棄物焼却炉から生じたもので、ダイオキシン類を 3ng/g を超えて含有するもの
感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される一般廃棄物であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの

(イ) 家電 4 品目

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）において再商品化の対象となる家電 4 品目（洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、ブラウン管式テレビ・液晶テレビ・プラズマテレビ）については、同法に基づき排出者自らが製造メーカー等へ引渡してリサイクルするものとしています。

(ウ) 適正処理困難物

処理する際に適正に処理ができないものは、適正処理困難物として、排出者自らが販売店、取扱店又は製造メーカーへ引き渡して処分することとしています。

本市で処理できない適正処理困難物は、タイヤ、ガソリン・灯油等で、詳細については、市廃棄物処理条例第 9 条に基づき、一般廃棄物処理実施計画にて指定します。

(エ) 在宅医療廃棄物

在宅医療廃棄物については、国の示す「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き(2008(平成 20)年 3 月 在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会)」に基づき、注射針等の鋭利なものについては、原則として使用者が医療機関等へ返却して処分します。また透析バック、ストマ（人工肛門）等の非鋭利なものについては一般廃棄物として、市の施設で適正に処理します。

ウ 中間処理の実績

焼却処理施設では、収集ごみのうち、もやせるごみ及び粗大ごみ（可燃性）、直接搬入ごみ（家庭系・事業系可燃）、不法投棄ごみ（可燃性）、不燃物処理施設からの破碎可燃物、脱水ケーキ及びし尿処理施設からの脱水汚泥を対象に焼却処理を行っています。

焼却処理施設の搬入量実績を図 3-6 に示します。

焼却処理施設搬入量は、2015（平成 27）年度まで微増し、以降はほぼ横ばいで推移しています。

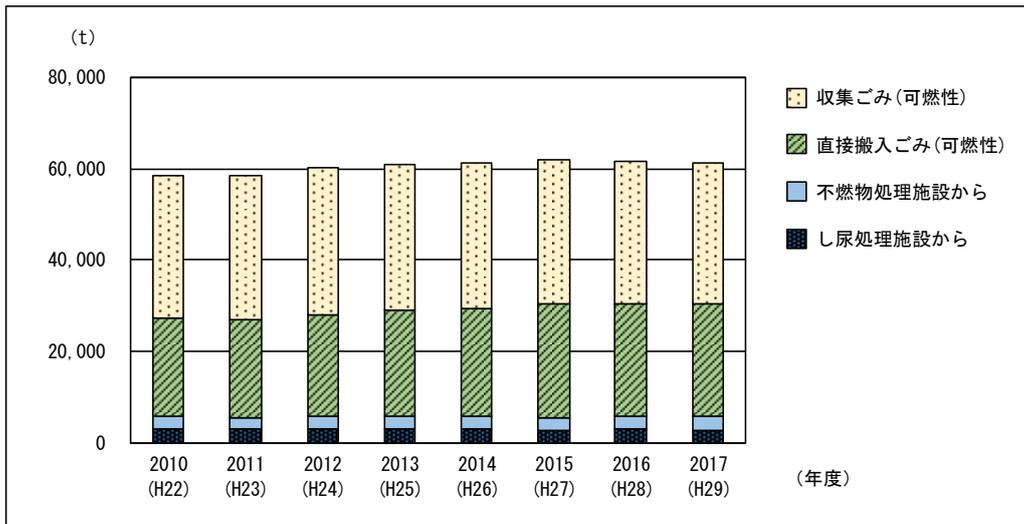


図 3-6 焼却処理施設搬入量実績

焼却処理施設に搬入される可燃ごみの組成割合を図 3-7 に示します。

2017（平成 29）年度の組成割合は、紙の比率がもっとも高く、木・竹・わら類、厨芥類、ビニール・ゴム類の順となっています。

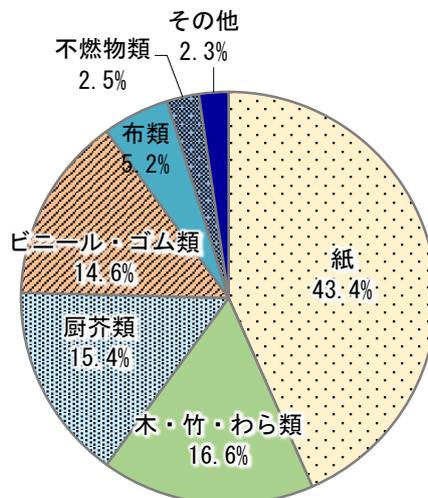


図 3-7 可燃ごみの組成割合

不燃物処理施設では、不燃性ごみの破碎選別等の処理を行っています。また、2010（平成 22）年 4 月から「プラスチックごみ」の分別収集の対象を容器包装リサイクル法に準じたプラスチック製容器包装に変更し、2 期事業で建設した容器包装プラスチック処理施設で手選別と圧縮梱包を行い資源化しています。

また、2013（平成 25）年 12 月から「もやせないごみ」の中から小型家電をピックアップ方式で選別し、資源化しています。

不燃物処理施設の搬入量実績を図 3-8 に示します。

2012（平成 24）年度以降の搬入量は、ほぼ横ばいで推移しています。

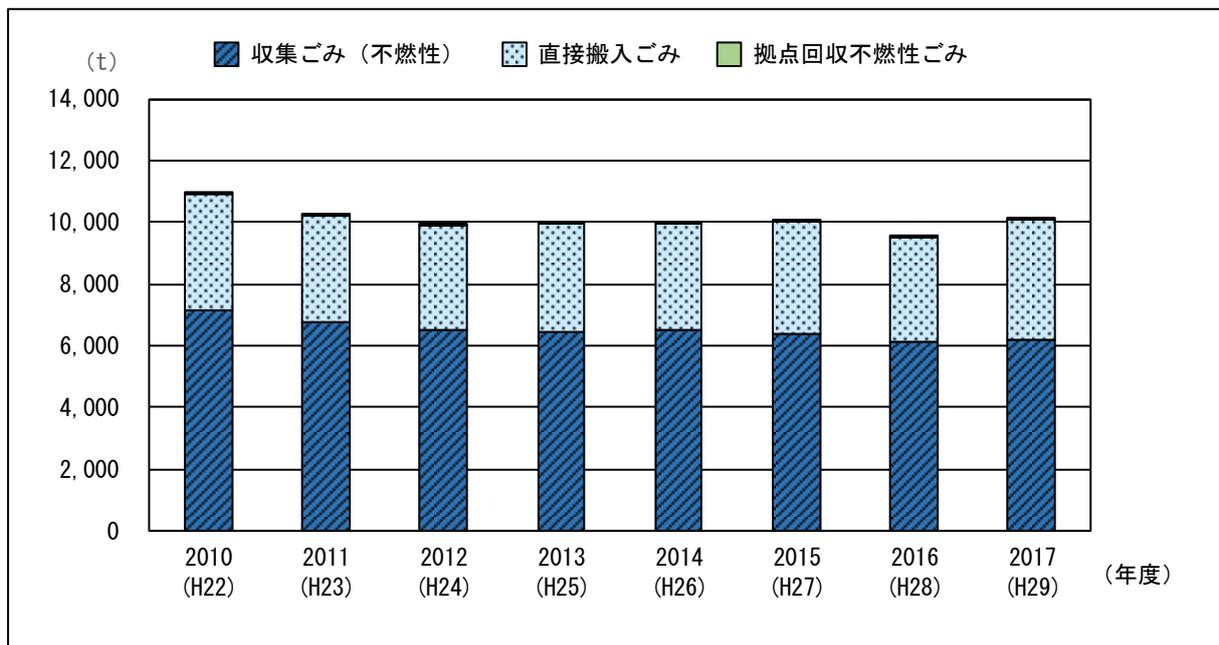


図 3-8 不燃物処理施設搬入量実績



【もやせるごみ組成調査状況 2017（平成 29）年度】

不燃物処理施設の処理量実績を表 3-12 及び図 3-9 に示します。

2017（平成 29）年度の不燃物処理施設処理量は、8,508t であり、破碎選別処理量の割合が最も大きくなっています。

2010（平成 22）年度から 2017（平成 29）年度までは、不燃物処理施設処理量は減少傾向にあります。

表 3-12 不燃物処理施設の処理量実績

項目	年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
		(H22)	(H23)	(H24)	(H25)	(H26)	(H27)	(H28)	(H29)
不燃物処理施設処理量		9,497	9,322	9,013	9,049	8,693	8,773	8,444	8,508
破碎選別処理量		5,760	5,158	4,960	5,153	4,851	4,930	4,776	4,896
破碎可燃物		2,494	2,610	2,571	2,927	2,793	2,881	2,673	2,838
破碎不燃物		2,456	1,609	1,535	1,384	1,342	1,333	1,395	1,342
固化プラスチック		2	15	16	13	9	10	10	6
破碎鉄		752	829	761	754	648	643	642	655
破碎アルミニウム		56	95	77	75	59	63	56	55
資源化処理量		3,737	4,164	4,053	3,896	3,842	3,843	3,668	3,612
スクラップ鉄		557	478	486	460	434	437	419	435
スクラップアルミニウム		45	7	22	25	27	23	19	19
非鉄金属		42	63	54	32	30	31	28	30
混合缶		—	49	48	46	48	49	47	50
カレット		716	711	686	635	623	608	514	475
ペットボトル		253	189	214	196	175	176	160	166
モーター類		5	2	3	4	3	5	4	4
バッテリー		13	10	9	7	7	6	7	7
プラスチック製容器包装		2,106	1,964	2,041	2,041	1,994	2,042	1,931	1,772
プラスチック製容器包装不適物		—	691	490	378	328	295	348	437
小型家電		0	0	0	70	173	171	191	217
外部処理量		2,589	3,413	3,169	3,413	3,224	3,278	3,091	3,412
破碎可燃物（清掃センター処理）		2,494	2,610	2,571	2,927	2,793	2,881	2,673	2,838
プラスチック製容器包装不適物（清掃センター処理）		—	691	490	378	328	295	348	437
有害ごみ（域外処理）		95	112	108	108	103	103	70	137

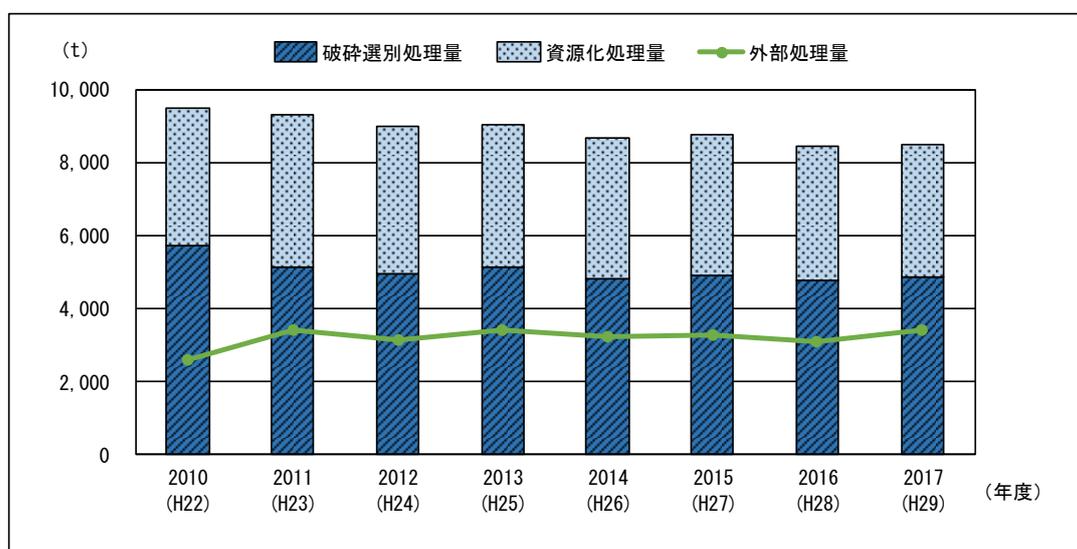


図 3-9 不燃物処理施設の処理量実績

工 最終処分の実績

最終処分場の処理実績を図 3-10 に示します。

2017(平成 29)年度の累積埋立量は 160,240m³ 残余容量は 64,339m³ です。
2011(平成 23)年度から覆土を除く最終処分量はほぼ横ばいで推移しています。
最終処分場の累積埋立量と残余容量を表 3-13 に示します。

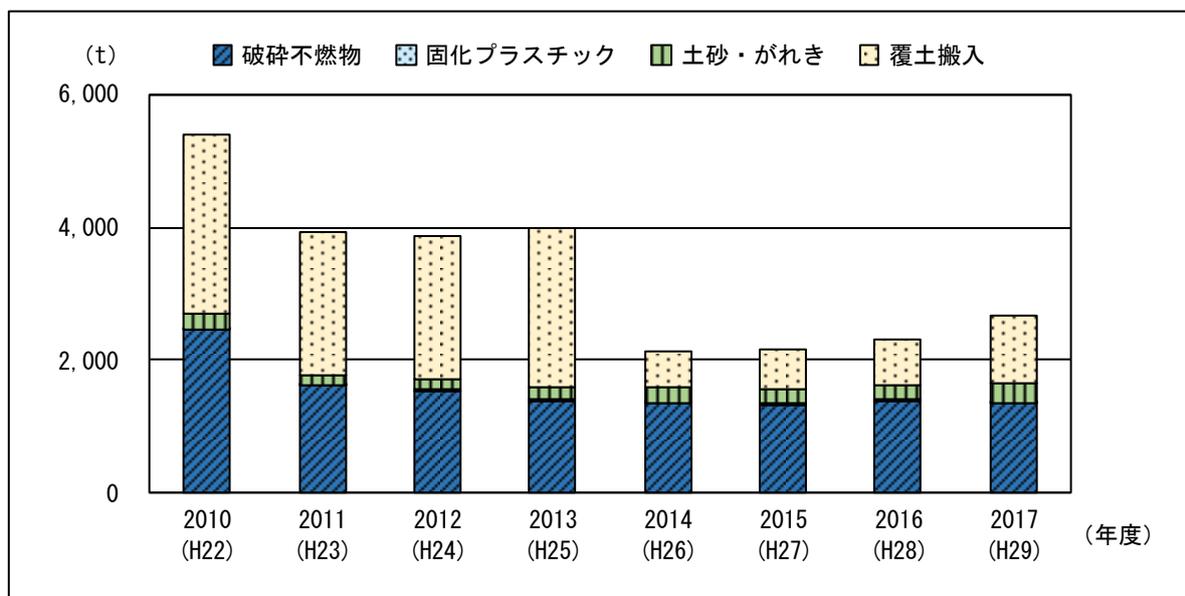


図 3-10 最終処分場の処理実績

表 3-13 最終処分場の累積埋立量と残余容量 (1 期分)

		(単位:m ³)							
年度	項目	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
	累積埋立量	144,673	147,310	150,904	154,019	154,725	157,037	158,492	160,240
	残余容量	79,906	77,269	73,675	70,560	69,854	67,542	66,087	64,339

※ 累積埋立量については、中谷埋立地理立量を記載

(4) 清掃費（廃棄物処理経費）

清掃費の実績を表 3-14、清掃費の内訳を図 3-11 に示します。

2011（平成 23）年度から 2016（平成 28）年度まではほぼ横ばいですが、2017（平成 29）年度は、清掃センターの改修に伴い増加しています。

表 3-14 清掃費の実績

(単位：万円)

項目	年度	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
清掃総務費 (管理部門人件費等)		16,162	19,934	19,357	18,623	20,049	21,225	19,135	19,778
清掃業務費 (収集業務委託費等)		95,518	94,960	95,649	97,037	98,474	100,651	100,235	100,062
不燃物リサイクル センター費		144,478	77,087	89,871	82,845	86,068	89,504	89,485	88,591
清掃センター費		118,056	127,810	120,995	109,433	119,561	112,179	104,603	304,140
クリーンセンター費		38,417	30,695	22,953	24,110	23,981	26,911	25,370	24,271
地域整備開発費		1	0	397	308	309	1,154	1,927	6,216
合 計		412,632	350,486	349,222	332,356	348,442	351,624	340,755	543,058
計画処理人口（人）		203,073	202,585	202,329	201,426	200,962	200,535	200,505	200,691
ごみ総排出量（t）		69,319	68,526	69,736	70,070	70,251	70,710	69,211	68,816
1kg当たりの 処理費用（円）		60	51	50	47	50	50	49	79
1人当たりの 処理費用（円）		20,319	17,301	17,260	16,500	17,339	17,534	16,995	27,059

※ 鈴鹿市歳入歳出決算書から

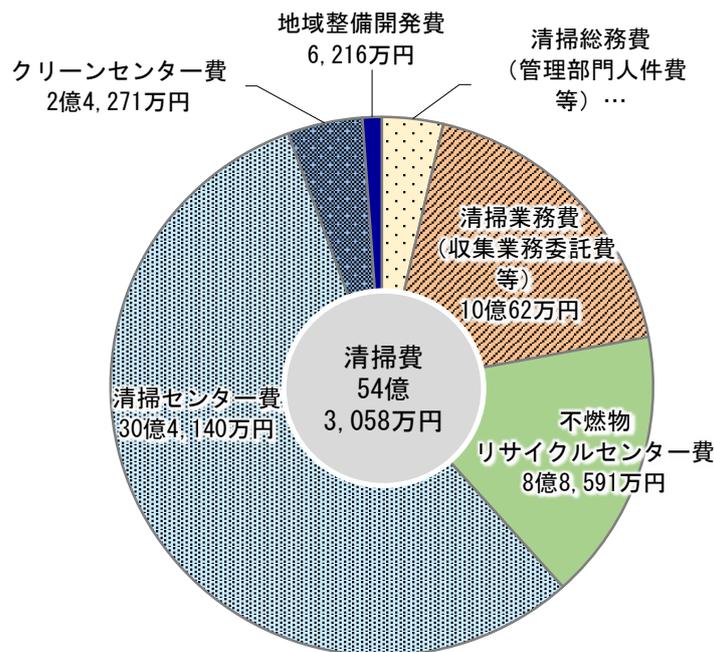


図 3-11 清掃費の内訳 (2017 (平成 29) 年度)

(5) ごみ減量化及び資源化の状況

ア ごみ減量化及び資源化の施策

これまで実施してきたごみ減量化及び資源化に向けた施策内容を表 3-15 に示します。

表 3-15(1) ごみ減量化及び資源化に向けた施策内容

項目	事業開始年度	内容
資源ごみ回収活動 奨励金事業	1991 (H3)	資源ごみ回収活動を実施する団体に対し奨励金を交付。 [H21～] 4.0円/kg
生ごみ処理容器及び 生ごみ処理機購入費 助成金事業	1992 (H4)	一般家庭を対象に、生ごみを堆肥化する『生ごみ処理容器など』を購入する方に購入費の一部を助成 [H21～] 購入金額の1/2 最高限度額 15,000円
あきかん回収事業 (あきかんポスト)	1993 (H5)	小・中学校 40ヶ所、公民館等 31ヶ所、保育園 10ヶ所、幼稚園 4ヶ所 で開始。現在は、地区市民センター22ヶ所、単独公民館 10館、ふれあいセンターにアルミ缶とスチール缶のボックスを設置。定期的に委託業者が回収する。回収した空缶は業者に売却。
資源ごみ分別収集事業	1997 (H9)	神戸地区(H5～)、箕田地区(H7～)をモデル地区として「あきびんの分別収集(3分別)」を実施。H8/7から神戸地区でペットボトルを除く8品目の資源ごみ分別収集を実施し、H9/4から全市で分別収集開始。 H11/2からプラスチックごみ分別収集開始(10種16分別)。 H17/4から資源ごみBペットボトルを大きさ問わず全て回収に変更。 H21/4から資源ごみBあきびんの分別収集対象に化粧びんを追加。 H22/4からプラスチックごみの対象が容器包装リサイクル法に準じたプラスチック製容器包装に変更。
粗大ごみ戸別有料 収集事業	1997 (H9)	ステーション方式による収集方法から、市民が電話で粗大ごみ受付センターへ戸別有料収集を申し込み、指定日に収集運搬を行う戸別有料収集に変更。「粗大ごみ処理券」1枚200円を、市役所の売店および地区市民センター、市内のスーパー、コンビニエンスストア、商店等の指定販売店で購入。
認定ごみ袋制度導入	1997 (H9)	市の認定したごみ袋(「もやせるごみ」は緑色半透明、「もやせないごみ」は無色透明、「プラスチックごみ」はピンク色半透明)で出す。袋を統一することでごみの分別徹底、資源ごみ収集の推進を図る。認定ごみ袋は、市内のスーパー、コンビニエンスストア、商店等で購入。
廃棄物減量等推進員制度 開始	1997 (H9)	分別の徹底及び一般廃棄物の減量を目的として設置。1自治会1名、151世帯を超える自治会は150世帯毎に1名とし、任期は2年。資源ごみ収集日に廃棄物減量等推進員が集積所に立ち会い、ごみの分別指導を行う。

表 3-15(2) ごみ減量化及び資源化に向けた施策内容

項目	事業開始年度	内容
プラスチックごみ分別収集開始	1999 (H11)	H11/2 からピンク色半透明の認定ごみ袋を用いて開始。 H22/4 から分別収集の対象品が、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という）に準じたプラスチック製容器包装に変更。
家電リサイクル法への対応	2001 (H13)	特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）施行により対象品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）を粗大ごみの有料収集品目から除外し、小売店又は許可業者による回収に変更。
ごみ減量推進店等制度	2001 (H13)	ごみ発生抑制と減量に関する取組を点数化し一定の点数に達した販売店・事業所・グループを「ごみ減量推進店（エコショップ）」「ごみ減量推進事業所（エコ事業所）」「ごみ減量推進グループ（エコグループ）」に認定する制度を開始。資源循環型社会の実現に向け、消費者、事業所、市民グループと市が一体となってごみ発生抑制と減量を図る。
地区市民センター及び市本庁舎での拠点回収	2001 (H13)	集積所方式を補完する目的で、乾電池、カセットテープ、ビデオテープ、蛍光管を回収。H15 からはカセットテープ、ビデオテープ類を「もやせるごみ」に変更し、拠点回収品目から除外。H23 から使い捨てライターを品目に追加。
レジ袋削減（有料化）・マイバック推進運動	2008 (H20)	H20/9 から環境への負荷の少ない循環型社会を進めるために、レジ袋削減によるごみの減量化と地球温暖化防止をめざし、実施事業者（スーパーマーケット等）が行うレジ袋有料化とマイバック推進運動について各種団体・行政が連携して支援協力を行う。
容器包装プラスチック処理施設竣工全面稼働・分別収集開始	2010 (H22)	資源循環型社会をめざし、ごみの資源化を推進するとともに、ごみの減量化を行い、最終処分場の延命化を図るため、容器包装リサイクル法に基づき、H22 から処分方法が「リサイクル処理」へと変更。
拠点回収で「使い捨てライター」の収集開始	2011 (H23)	ごみ収集車火災予防と市民の利便性を図るため、廃棄物対策課（市役所本館 4 階）、地区市民センター、単独公民館に使い捨てライター回収ボックスを設置。
単独公民館での蛍光灯拠点回収開始	2013 (H25)	H25/9 から単独公民館、ふれあいセンターにおいて、蛍光灯の回収を開始。
小型家電リサイクル開始	2013 (H25)	H25/12 から小型家電リサイクルを開始。分別体系は変更せずに、処理場でのピックアップ方式により実施。パソコンは 2016（H28）年度から拠点回収を開始。
鈴鹿市不燃物リサイクルセンターで資源ごみの搬入受付を開始	2014 (H26)	資源ごみ（新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック、衣類）の搬入受付を開始。
鈴鹿市不燃物リサイクルセンターで家庭用パソコンの搬入受付を開始	2016 (H28)	小型家電リサイクルの取組を拡充し、対象品目に家庭用パソコンを追加。 回収対象：デスクトップ型パソコン本体、ノートブック型パソコン、ディスプレイ一体型パソコン、パソコン用ディスプレイ（液晶、CRT）
インターネット版鈴鹿市ごみ分別辞典の配信	2016 (H28)	H28/8 からインターネットにて鈴鹿市ごみ分別辞典を公開。鈴鹿市ホームページからもリンクしている。

イ 資源ごみの分別収集

資源ごみの分別収集の実績を表 3-16 及び図 3-12 に示します。

2010（平成 22）年度以降の資源ごみの分別収集量は減少傾向にあり、2017（平成 29）年度の収集量は 1,702t となっています。

2011（平成 23）年度以降のプラスチック製容器包装の収集量は、ほぼ横ばいで推移しており、2017（平成 29）年度の収集量は 2,693t となっています。

表 3-16 資源ごみの分別収集実績

(単位:t)

項目	年度	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
プラスチックごみ		3,081	2,797	2,645	2,664	2,798	2,757	2,706	2,693
資源ごみ		3,543	3,171	3,095	2,896	2,617	2,167	1,912	1,702
新聞紙		886	698	725	684	589	414	363	283
雑誌・雑がみ		585	528	544	490	419	272	221	175
段ボール		544	487	448	422	405	356	307	259
紙パック		10	10	8	7	6	5	4	4
あきかん		245	224	212	198	183	167	153	147
あきびん		692	674	645	629	595	556	503	475
ペットボトル		292	269	254	230	199	193	192	188
衣類		289	282	259	235	221	206	169	171
プラスチックごみ+資源ごみ		6,624	5,968	5,740	5,561	5,415	4,925	4,618	4,395

※ プラスチックごみは 2010（平成 22）年度よりプラスチック製容器包装として資源化处理しています。

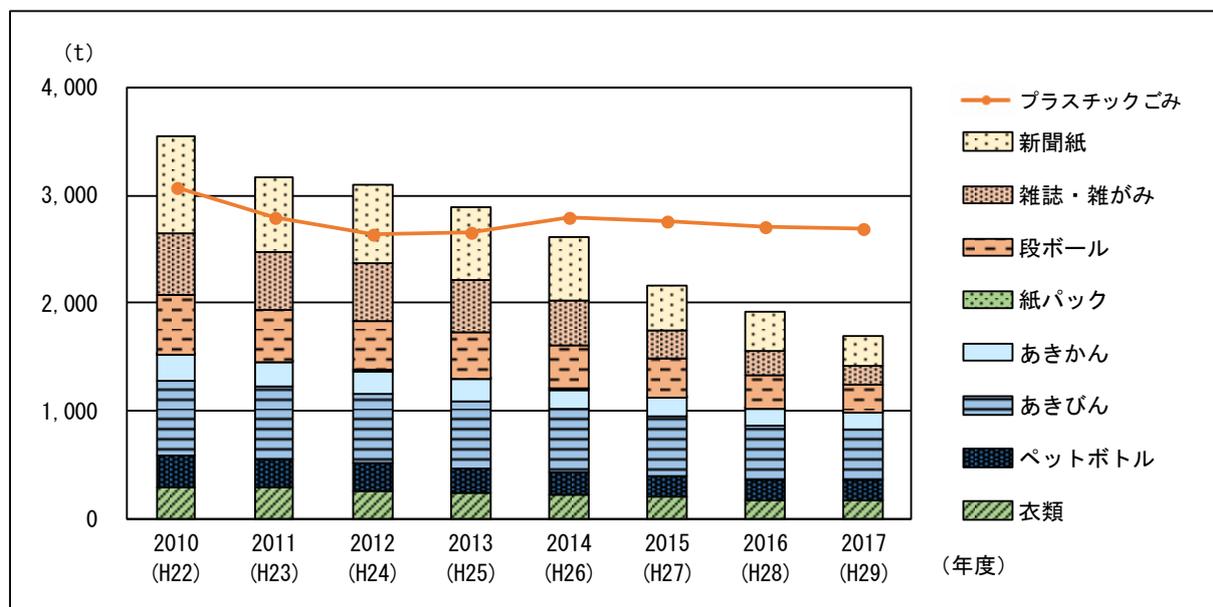


図 3-12 資源ごみの分別収集実績

ウ 資源ごみ回収活動奨励金事業（集団回収量）の状況

資源ごみ回収活動奨励金事業（集団回収量）の実績を表 3-17 及び図 3-13 に示します。

2010（平成 22）年度以降の資源ごみ回収活動奨励金事業（集団回収量）の実績は、減少傾向にあり、2017（平成 29）年度の回収量は 2,291t となっています。

回収品目の内訳では、新聞紙、雑誌類、段ボール類の回収量が多く、この 3 品目で全体の約 94%を占めています。

表 3-17 資源ごみの集団回収量実績

(単位：t)

項目	年度	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
集団回収量		3,185	3,245	3,216	3,182	2,997	2,837	2,565	2,291
新聞紙		1,635	1,612	1,569	1,550	1,468	1,343	1,206	1,033
雑誌類		759	811	817	816	731	674	575	501
段ボール類		633	659	665	647	637	662	640	625
紙パック		11	11	11	11	11	9	9	8
金属類		19	26	30	29	33	31	27	17
アルミ類		31	30	29	30	29	29	27	27
びん類		51	49	49	49	49	50	50	50
布類		46	48	46	50	41	39	32	29

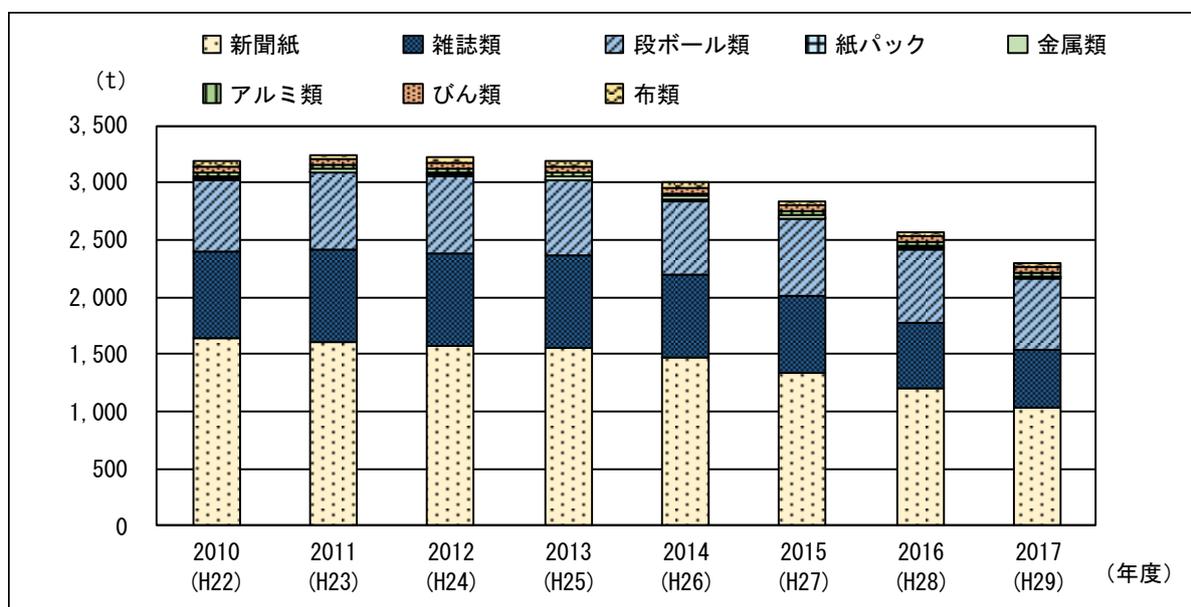


図 3-13 資源ごみの集団回収量実績

エ 生ごみ処理容器及び生ごみ処理機購入費助成金事業

生ごみ処理容器及び生ごみ処理機の購入費助成金事業交付実績を表 3-18 及び図 3-14 に示します。

交付件数は年間 120 件前後、交付金額は年間 80 万円前後で推移しています。

表 3-18 生ごみ処理容器及び生ごみ処理機購入費助成金事業交付実績

区分	年度	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
交付件数 (件)		124	127	114	130	119	108	111	125
処理容器購入費 (千円)		3,376	3,965	2,394	3,790	3,437	2,875	2,491	2,603
交付金額 (千円)		871	1,005	737	1,001	950	807	795	836

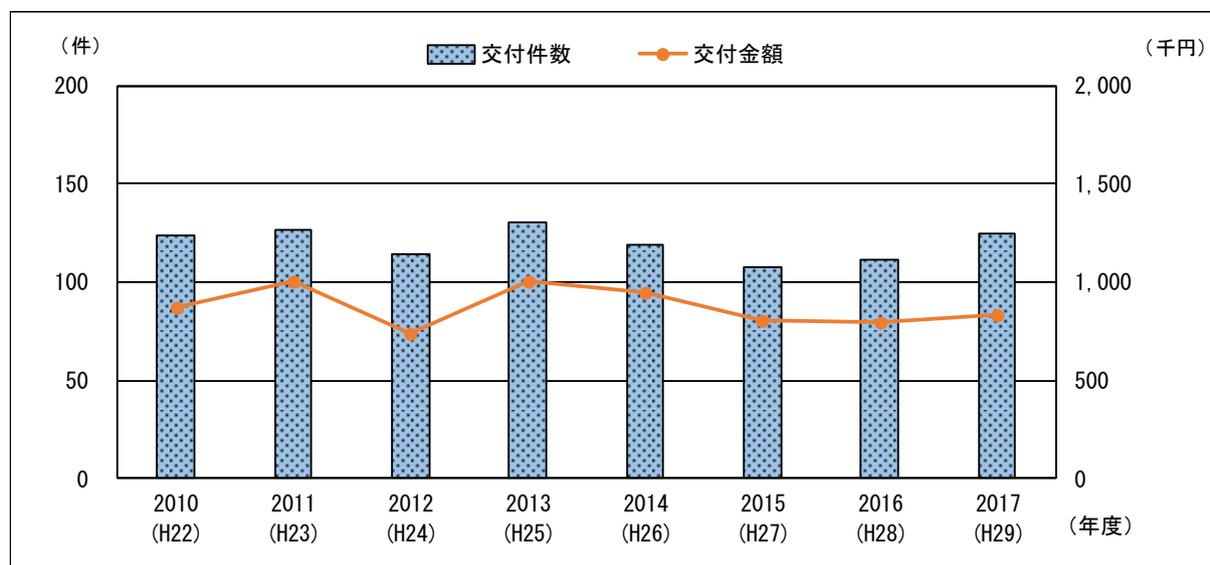


図 3-14 生ごみ処理容器及び生ごみ処理機購入助成金事業交付件数と交付金額

オ あきかん回収事業（あきかんポスト）

あきかん回収事業の回収実績を表 3-19 及び図 3-15 に示します。

2010(平成 22)年度以降のあきかん回収事業の回収実績は減少傾向にあり、2017(平成 29)年度の回収実績は、アルミ缶が 2,930 kg、スチール缶が 2,960 kgとなっており、2010(平成 22)年度より大幅に減少しています。

表 3-19 あきかん回収事業の回収実績

項目	年度	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
アルミ缶 (kg)		7,180	5,840	5,460	4,790	3,750	2,780	2,700	2,930
スチール缶 (kg)		6,460	5,370	4,890	4,500	2,730	3,090	3,150	2,960
合計 (kg)		13,640	11,210	10,350	9,290	6,480	5,870	5,850	5,890
売却金額 (円)		398,810	324,499	303,247	266,256	213,540	159,451	90,877	167,738

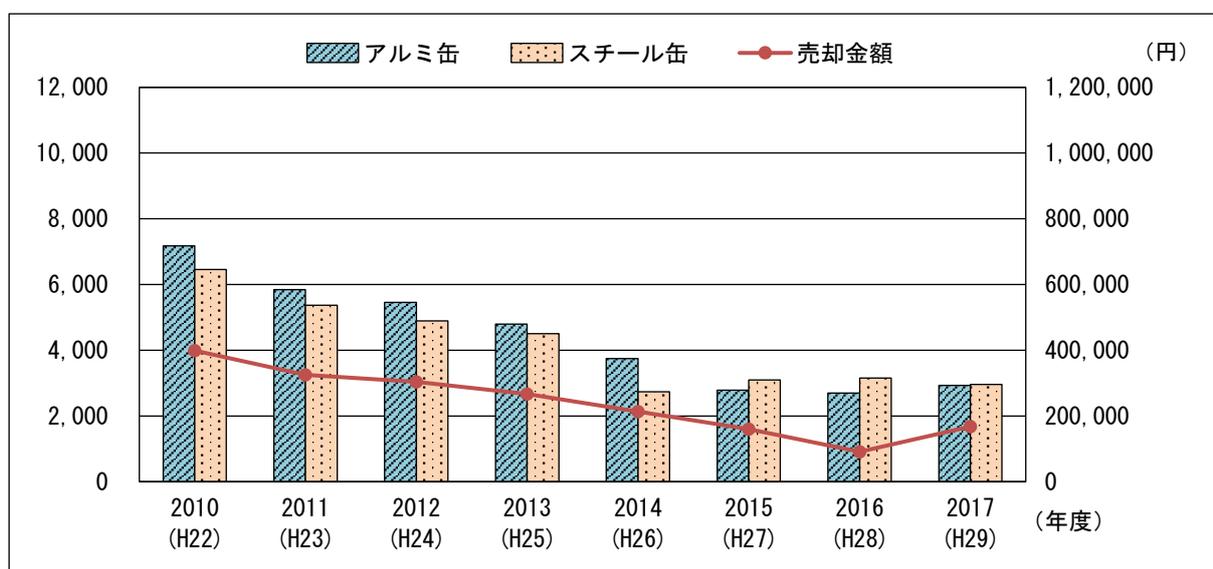


図 3-15 あきかん回収事業の回収実績

カ 啓発活動

(ア) 家庭ごみの分け方・出し方とごみ収集カレンダー

ごみ分別方法を解説した「家庭ごみの分け方・出し方」と収集品目別に色分けした各地区のごみ収集カレンダー（20種類）を全戸に配布しています。また、「家庭ごみの分け方・出し方」は、英語、中国語、ポルトガル語及びスペイン語に翻訳したしおりを作成しています。

(イ) ごみ集積所看板

ごみの収集日やごみを出すときの注意事項を記載した、ごみ集積所用看板を作成し、ごみ集積所の管理者に配布しています。種類は「もやせるごみ」、「プラスチックごみ・もやせないごみ」、「有害ごみ」及び「資源ごみ」で、「有害ごみ」を除いて、日本語の他にポルトガル語及びスペイン語の看板も作成しています。また、一部の資源ごみ集積所には「資源物の持ち去り行為禁止」の看板も設置しています。

(ウ) 啓発冊子

a 美しいまち鈴鹿

ごみの分別やリサイクルの取組内容を掲載した小学4年生向け冊子を作成し、社会科の副読本として授業で活用されています。

b ごみのしおり

ごみの分別・排出方法を詳細に記載した冊子で、主に本市に転入した方や廃棄物減量等推進員[※]に配布しています。また、50音別のごみ分別辞典も掲載しています。

(エ) 転入者向け配布物

本市に転入した方を対象に、ごみの分別・排出方法を周知するために、下記の資料等を配付しています。

- ・家庭ごみの分け方・出し方とごみ収集カレンダー
- ・ごみのしおり
- ・鈴鹿市認定ごみ袋（もやせるごみ用収集袋2枚、もやせないごみ用収集袋1枚及びプラスチックごみ用収集袋1枚）

(オ) インターネット版ごみ分別辞典

インターネットで50音別のごみ分別辞典を公開しています。鈴鹿市ホームページからもリンクしています。

※ 廃棄物減量等推進員：分別の徹底及び一般廃棄物の減量化の目的で自治会ごとに廃棄物減量等推進員を原則として1自治会1名で配置している委員

2 ごみ処理の現状に係る課題

(1) 1人当たりのごみ排出量の下げ止まり

前計画では、1人1日あたりのごみ排出量*の目標値を851.8gと設定して、家庭ごみの認定ごみ袋制や粗大ごみの戸別有料収集、生ごみ処理機等購入費助成事業等の継続実施をはじめ、事業系一般廃棄物処理手数料の適正化、レジ袋削減推進活動等の新たな取組により、ごみ排出量の削減に取り組んできました。

しかし、後述の人口推計(表3-20)のとおり、年々人口減少傾向にある中で、ごみの総排出量は横ばい傾向が続いており、1人1日あたりのごみ排出量についても2017(平成29)年度時点で939gと目標値を大きく下回っています。その主な要因としては、家庭系ごみの下げ止まりと事業系ごみの増加が挙げられます。²

このような中で、家庭系ごみに着目すると、2017(平成29)年度に実施した「もやせるごみ」の組成調査からは、食べ残しや未調理食品が約23%含まれていること等、更なるごみ減量化につながる調査結果が判明しています。また、事業系ごみについても、近年の堅調な経済活動から、排出量の増加につながっていると考えられます。

このような状況から、本市としては、家庭系ごみ、事業系ごみそれぞれの更なるごみの減量化に向けた取組を検討する必要があります。

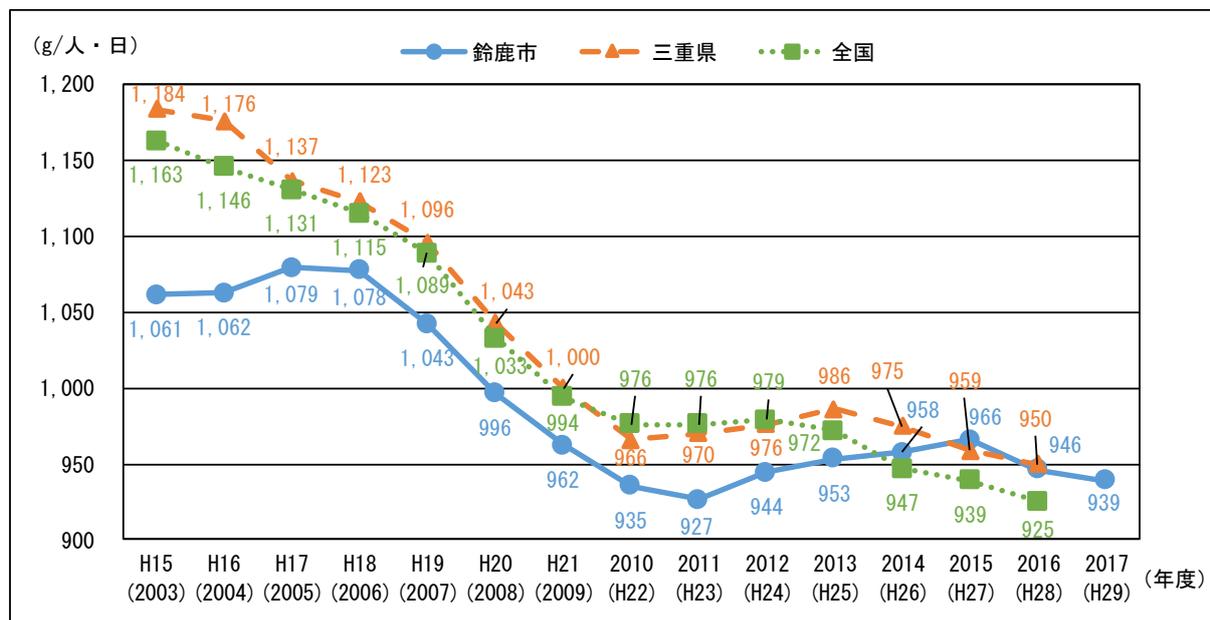


図 3-16 1人1日当たりごみ排出量の推移

* 1人1日あたりのごみ排出量：事業系ごみと家庭系ごみをあわせたごみ総排出量を人口で除した数値)

(2) 資源化率の低下

資源化率は、ごみの総排出量に対して資源としてリサイクルされた量を率として示すものです。資源化率が高いほど資源として活用される量が多く、ごみとして処理する量が少なくなり、本市が目指す循環型社会の構築に寄与することになります。

前計画では、資源化率の目標値を27.5%として、家庭ごみの分別や資源ごみ回収活動奨励金事業等の継続実施をはじめ、容器包装リサイクル法に沿ったリサイクル体制の構築や小型家電リサイクル等の新たな取組により、資源化率の向上に取り組んできました。

しかし、資源化率については、26.5%であった2010（平成22）年度以降下降が続いており、2017（平成29）年度時点で21.6%と目標値を大きく下回っています。その要因としては、ペーパーレス化に加え、生活様式の多様化に対応した民間事業者による拠点回収場所やスーパー等の店頭回収の増加により、市が行う行政回収に排出される資源量が減少してきていること等が影響していると考えられます。

このような資源化率の低下に歯止めをかけ、資源循環型社会の進展に資するには、もやせるごみの17%を占める再生利用可能な紙類(前述のもやせるごみの組成調査結果)の資源化や、事業系ごみの中に含まれる紙類等の再生可能なごみの分別の徹底を図る等、市民、事業者、行政が協働して積極的な資源化率向上施策の展開を図ることが必要です。

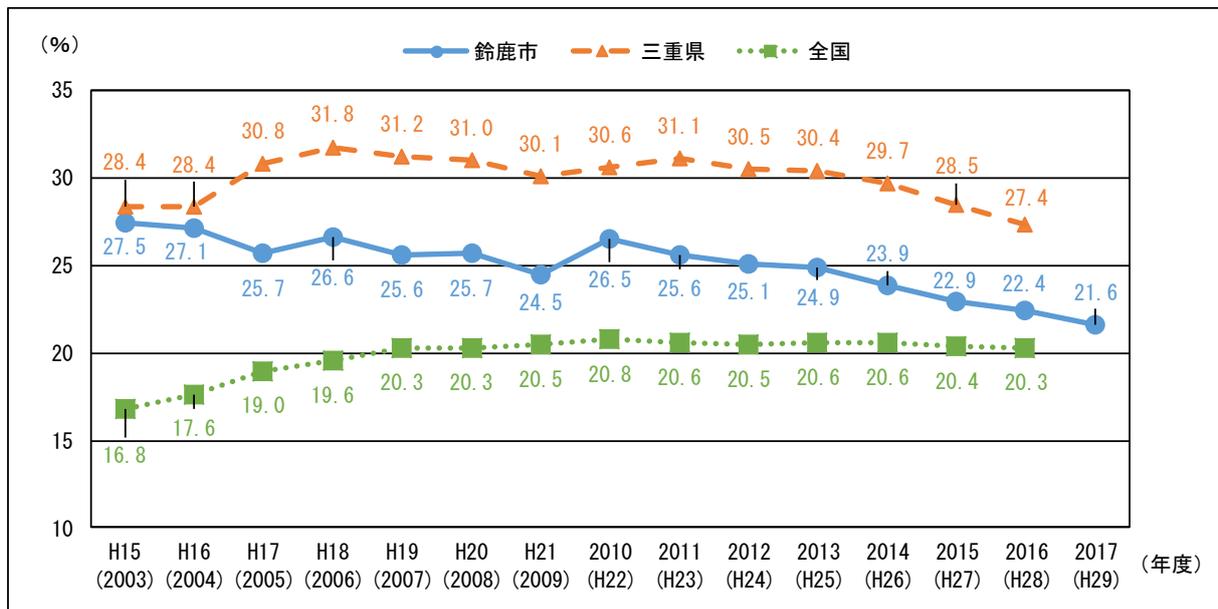


図 3-17 資源化率の推移

(3) 家庭ごみの行政回収の効率化

家庭ごみの行政回収は、分別の品目ごとに、ステーション回収を実施していますが、近年の資源化率の低下に伴い、特に新聞、雑誌・雑がみ等の資源ごみAと、あきかん、あきびん、ペットボトル等の資源ごみBの行政回収量が減少傾向にあります。

資源物の行政回収量は、資源ごみAは2011（平成23）年度には約1,720tであったものが2017（平成29）年度には約720tで約1,000tの減少、資源ごみBは2011（平成23）年度には約1,450tであったものが2017（平成29）年度には約980tとなっており、約470tの減少となっています。

このような状況の背景には、(2) 資源化率の低下に記載のとおり様々な要因が考えられますが、資源物のステーション回収への排出量の著しい減少に伴って、行政回収が年々非効率になってきている現状があります。

したがって、効率的な行政回収体制の構築に向けた検討が必要となっています。

(4) 事業系ごみの増加

廃棄物処理法では、事業者の責務として、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければならないことに加え、再生利用等によりごみの減量に努めることや、市が行うごみの減量と適正処理の施策へ協力することが求められています。

市では、一般廃棄物の処理責任を有することから、現在、事業所から排出される事業系ごみのうち、飲食店等の残飯や事務所から出る書類ごみ等の事業系一般廃棄物に加え、一般廃棄物と併せて処理ができる産業廃棄物の一部の品目である廃プラスチック等を受け入れて処理を行っています。しかし、これらの事業系ごみは2010（平成22）年度以降、増加傾向となっています。

循環型社会の実現のためには、更なるごみの減量化・資源化を進める必要がありますが、増加が続く事業系ごみについては、今後、廃棄物処理法の目的や規定に基づき、市が処理する事業系ごみの範囲を明確にすることで、事業者自らがごみの減量化や資源化の取組を積極的に推進する方向へ促す必要があります。また、市としても、事業系ごみの減量化と資源化につながる効果的な施策を検討していくことが必要です。

3 ごみ処理基本計画

(1) 基本理念と基本方針

鈴鹿市総合計画 2023 では、将来都市像を支える環境分野のまちづくりの柱として「自然と共生し 快適な生活環境をつくるまち すずか」を推進しています。

ごみ処理基本計画では、この環境分野のまちづくりの柱と、これの実現を目指す目標である「めざすべき都市の状態」を基本理念とし、基本理念に沿った取組の方向性を基本方針として設定しました。

本計画では、基本理念と3つの基本方針を掲げて、各基本施策に取り組んでいきます。

基本理念	<p style="text-align: center;">自然と共生し 快適な生活環境をつくるまち すずか</p> <p style="text-align: center;">（鈴鹿市総合計画 2023 の将来都市像を支えるまちづくりの柱）</p>
	<p>1 資源を有効に活用していること</p> <p>2 地域の豊かな自然環境を維持し、保全していること</p>
基本方針	<p>1 ごみの減量と資源化の推進</p> <p>市民の生活様式の変化に対応した、ごみ減量の施策を進めていきます。 また、更なる資源の循環利用に向け、市民・事業者及び行政がそれぞれ取り組むことができる施策や、協働して進めていく施策を検討していきます。</p>
	<p>2 環境保全のためのごみの適正処理</p> <p>衛生的でわかりやすい一般廃棄物の収集体制の維持に努めます。 収集から中間処理、最終処分までのごみは、効率性や環境保全にも十分に考慮して適正処理を行うとともに、施設の整備を推進していきます。 また、災害時での適正な処理に向けた体制づくりを検討していきます。</p>
	<p>3 地域と行政との協働体制の確立</p> <p>地域や関係機関と協働して、安心して暮らせるきれいなまちづくりに向けて、取り組みを推進していきます。 また、ごみ減量や資源化に対する市民の意識を高めるため、環境教育や啓発の充実に努めていきます。</p>

(2) 基本施策

基本方針	基本施策	施策内容
ごみの減量と資源化の推進	ごみの減量の推進	<ul style="list-style-type: none"> 家庭系ごみの減量化の推進 (食品ロス削減推進, 生ごみ処理機購入助成制度の継続)
		<ul style="list-style-type: none"> 事業系ごみの減量化の推進 (排出事業者による処理責任の徹底, 事業系廃棄物分別表作成)
		<ul style="list-style-type: none"> 啓発, 情報発信活動の充実
		<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理手数料の適正化
	資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 家庭系ごみの資源化の推進 (雑がみ類の分別の推進)
		<ul style="list-style-type: none"> 事業系ごみの資源化の推進 (事業系資源廃棄物の資源化への推進)
		<ul style="list-style-type: none"> 資源ごみ排出方法の多様化 (民間回収を含む回収の促進)
		<ul style="list-style-type: none"> リユースの推進
環境保全のためのごみの適正処理	効率的で適正な収集運搬	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な収集体制の構築 (排出量に応じた収集運搬の検討) 生活形態の変化に応じた情報収集
	中間処理・最終処分計画	<ul style="list-style-type: none"> 安全で効率的な処理の実施 資源化の推進 (容器包装リサイクルの継続, 資源物の資源化の推進)
	処理施設整備	<ul style="list-style-type: none"> 安定的な廃棄物処理のための施設整備計画
	災害時ごみ処理対策	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理体制, 適正処理等の整備
	地域と行政との協働体制の確立	きれいなまちづくり
市民や事業者との連携した環境活動	<ul style="list-style-type: none"> 情報発信活動の協働推進 環境教育の協働推進 ごみ集積所管理運営の連携推進 	
国県との連携	<ul style="list-style-type: none"> 各種制度の改訂や連携への働きかけ 近隣市町との情報共有 	

(3) ごみの発生量の見込み

ア 計画収集人口の将来予測

本計画に使用する人口推計は、2010（平成 22）年度から 2017（平成 29）年度までの実績値と、2015（平成 27）年度の国勢調査の結果を基にコーホート要因法※により予測された国立社会保障・人口問題研究所の 5 年毎の推計値を用い、その他の期間は前後の人口（実績値又は推計値）を按分して、将来の鈴鹿市の総人口を算出しました。その結果を表 3-20 及び図 3-18 に示します。

表 3-20 人口推計

(単位：人)

	年度	行政区域内人口	采女が丘町	予測人口	計画収集人口
実績	2010 (H22)	203,097	24	—	203,073
	2011 (H23)	202,609	24	—	202,585
	2012 (H24)	202,353	24	—	202,329
	2013 (H25)	201,450	24	—	201,426
	2014 (H26)	200,985	23	—	200,962
	2015 (H27)	200,562	27	—	200,535
	2016 (H28)	200,532	27	—	200,505
	2017 (H29)	200,716	25	—	200,691
	2018 (H30)	200,416	25	—	200,391
予測	2019	—	26	195,209	195,183
	2020	—	26	192,456	192,430
	2021	—	27	191,351	191,324
	2022	—	27	190,246	190,219
	2023	—	27	189,142	189,115
	2024	—	27	188,037	188,010
	2025	—	27	186,932	186,905
	2026	—	27	185,590	185,563
	2027	—	27	184,249	184,222
	2028	—	28	182,907	182,879
	2029	—	28	181,566	181,538
	2030	—	28	180,224	180,196
	2031	—	28	178,711	178,683

(各年度 9 月末現在)

※ 本計画における人口推計手法

- コーホート要因法 (p.40)：年齢別人口の加齢に伴って生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生及び人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法です。
- トレンド法 (p.41)：過去のデータの傾向を見る上で、実績値との誤差が最も少なくなる直線・曲線を微分法により数学的に求め、傾向を調べる統計方法です。本計画では、実績値から①直線式、②二次関数式、③指数式、④べき乗式、⑤ロジスティック式、⑥対数式の 6 式を用いて将来予測を行っています。

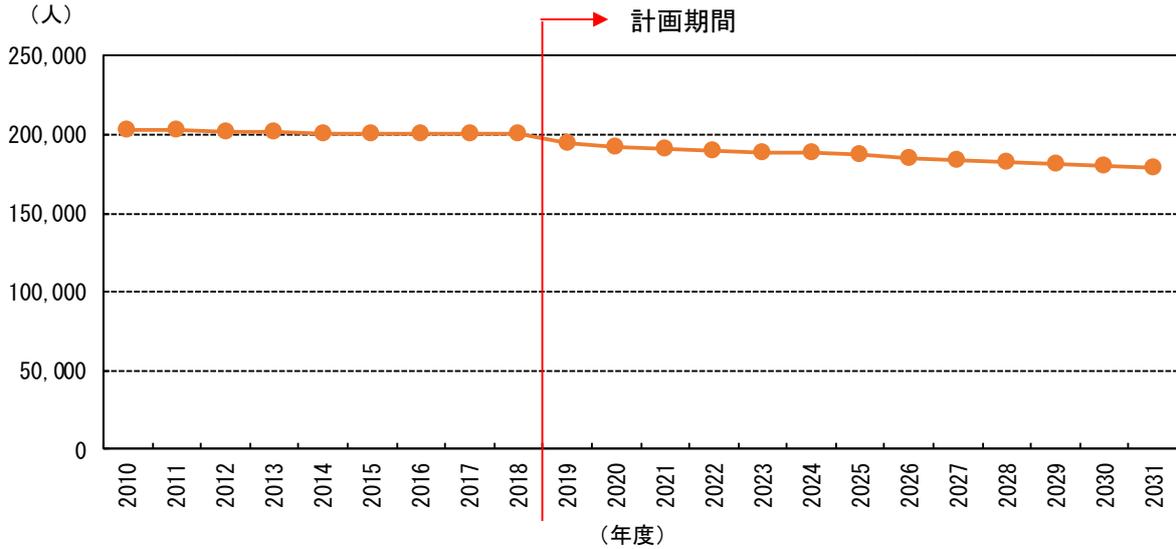


図 3-18 人口推計 (計画収集人口)

イ 現況継続時での将来推計

本計画に使用のごみ発生量の将来推計のうち、図 3-19 では新しい対策をせずに、現在の各種施策を継続した場合のごみ発生量の将来推計を表しています。

(推計は、現在の分別収集区分に変更した 2010 (平成 22) 年度から 2017 (平成 29) 年度までの 8 年間のごみ排出量実績から 1 人 1 日当たり発生量 (g/人・日)、又は 1 日当たり発生量 (t/日) を算出し、この実績値からトレンド法*を用いて将来推計した値に将来予測人口 (計画収集人口) を乗じて推計したものです。

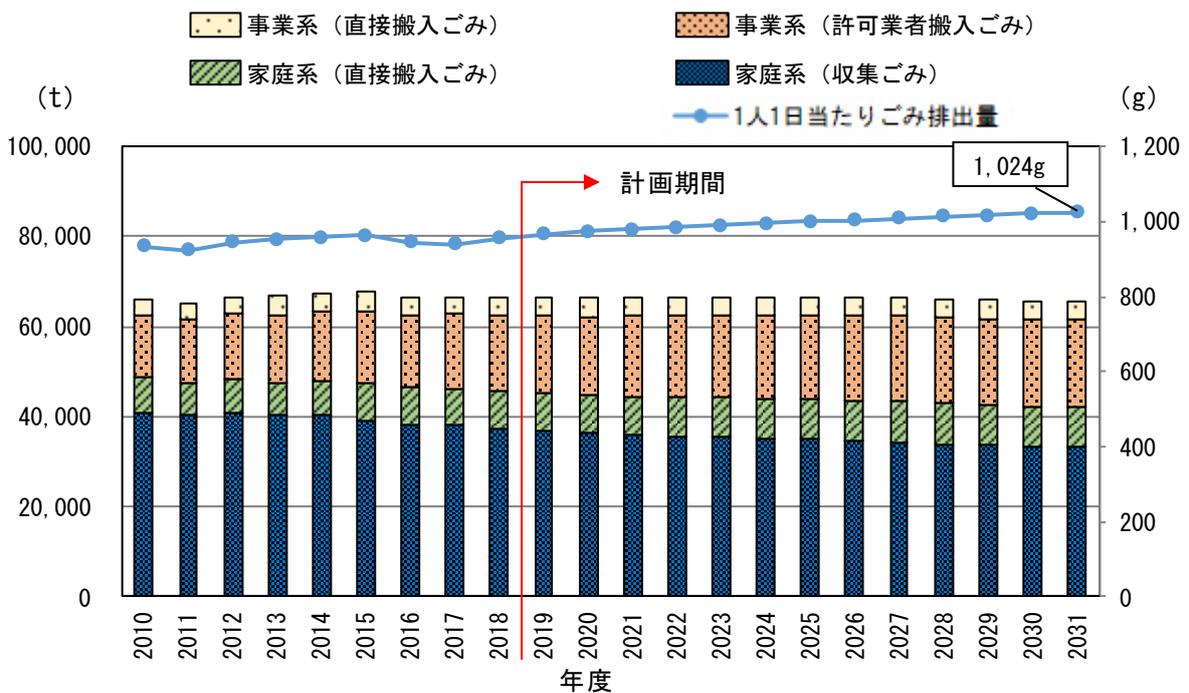


図 3-19 現況継続時でのごみ発生量の将来推計

ウ ごみ処理に関する成果指標

本市のごみ総量については減少傾向であるものの、「1人1日当たりのごみ排出量」では増加傾向と推計されています。

このことから、市民、事業者、行政が一体となりごみの減量及び資源化の推進に取り組まなければなりません。

そこで本計画の計画年度である2031年に向けて、減量・資源化の成果指標を表3-21のとおり設定します。

表 3-21 減量・資源化の成果指標

項目	2017年度	2031年度
	実績値	成果指標
1人1日当たりのごみ排出量	939g	912g
資源化率	21.6%	28.0%

エ 成果指標を加味した場合の将来推計

ごみの発生抑制・減量化や資源化について、市民、事業者、行政の3者が一体となって、成果指標の実現のため、先に示した基本施策に取り組むことによる将来予測を図3-20に示します。

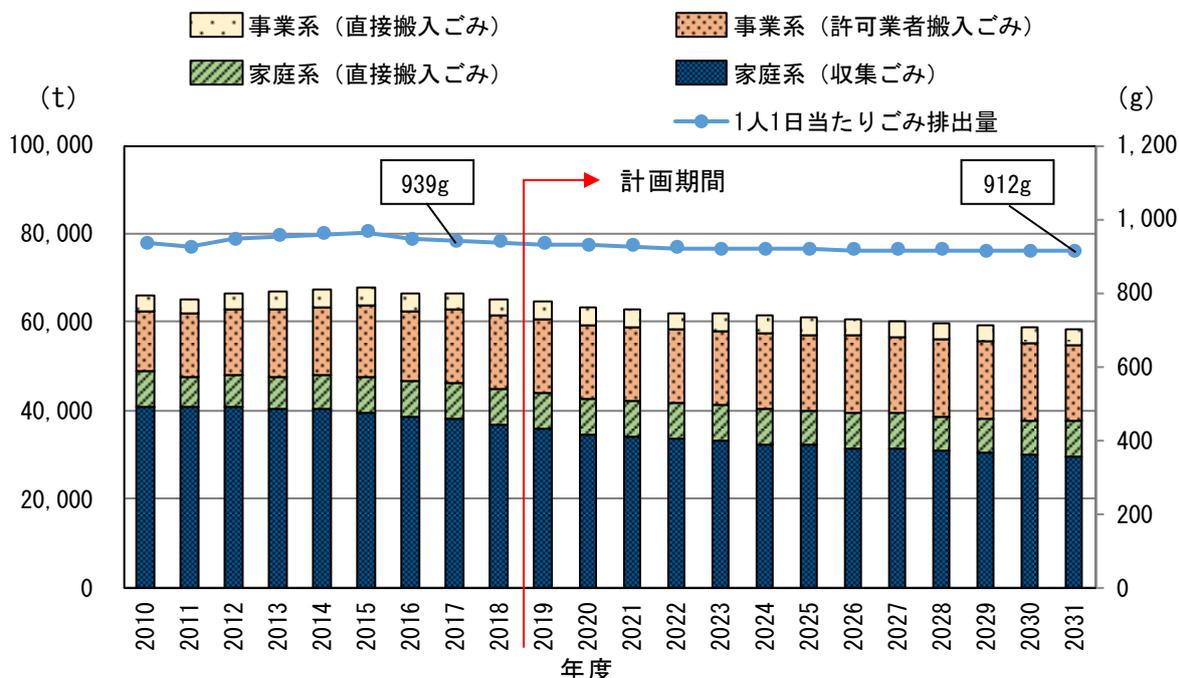


図 3-20 施策実施時でのごみ発生量の将来推計

(4) ごみ処理に関する各主体の役割

ア 市の役割

市は、一般廃棄物の排出状況を把握し、市民・事業者に対してごみの減量化・資源化、環境問題への関心を高めるため、市の普及啓発、環境学習、指導等の事業を行い、市民・事業者による自主的な取組を促進します。

また、市は目標達成に向けて必要な施策を検討し、実施するとともに適正な中間処理及び最終処分を行いながら、一般廃棄物の適正な処理と循環利用を進めます。

イ 市民の役割

市民は、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品及び再生品の選択に努め、商品の使用に当たっては、長時間使用することに努め、自ら排出するごみの抑制に取り組めます。

ごみ減量の行動としては、食品の食べきりや使いきりの食品ロス削減や、生ごみの水切りに協力し、資源化の行動としては、家庭内での分別の徹底に加え、雑がみの分別を進めます。

ウ 事業者の役割

事業者は、生産・流通・販売・排出の事業活動におけるすべての過程において、自らが排出するごみの発生抑制や資源化に努めるほか、その際、環境物品等の使用促進や使い捨て品の使用抑制等により、環境負荷の少ないグリーン製品やサービスを提供するなど環境に配慮した取組を進めます。

事業活動で生じた廃棄物は、自己の責任において、適正に処理又は資源化に取り組めます。

また、外食産業においては小盛りメニューの導入など、工夫した食べ残しの減量策を行い、情報の発信に努めます。

エ 地域の役割

今後の社会状況として、人口構造が変化する中、高齢化が進むことが予測されており、これまで、各家庭や地域で担ってきた日常のごみの排出や地域のごみ集積所の管理、清掃活動などのごみ処理に関する活動が、少しずつ困難になる可能性があります。

そのため、今後はそれぞれの地域におけるごみ処理に関する困りごとを地域全体で共有し、地域で課題を解決して生活環境を保全する取組を進めるなど、互助や共助により、地域としての役割に努めます。

(5) 家庭ごみの種類及び分別の区分

ア 計画収集人口

(3) のア で予測した人口から四日市市に処理委託する鈴鹿市采女が丘町地区人口を除き計画収集人口とします。

イ 収集対象ごみの分別区分

本市の家庭ごみの分別の区分と対象物を表 3-22 に示します。

表 3-22 家庭ごみの分別の区分と対象物

分別の区分		対象物
も や せ る ご み		紙類, 布類, 木製類, 生ごみ等 ※ 紙くず, 庭木の剪定ごみ, 紙おむつ, ペット用砂, むいぐるみ, 使い捨てカイロ, 保冷剤, カーペット, カーテン, ビデオテープ, カセットテープ等
も や せ ない ご み		金属, ガラス, 陶磁器, ゴム, プラスチック製品等 ※ CD・MD・DVD, ハンガー, 電球, 靴, やかん, フライパン等, アルミホイール・アルミ容器, ゴム製品, 除湿剤, 乾燥剤, 傘, スポンジ, バケツ, 食器, プランター, ビニールひも等
プラスチックごみ		プラマークがついているもの プラスチック製容器包装 ※ カップ・パック類, 袋・フィルム類, フタ・キャップ類, トレイ類, ボトル類, チューブ類, 緩衝材類等
資 源 ご み A	新 聞 紙	新聞紙 (折込広告等のチラシを含む)
	雑 誌 ・ 雑 が み	雑誌, 雑がみ (はがき, 菓子の空箱, 包装紙, 古本, カレンダー等を含む)
	段 ボ ー ル	段ボール
	紙 パ ッ ク	紙パック
資 源 ご み B	あ き か ん	飲食品 (ジュース, ビール, 缶詰, 菓子, 粉ミルク, ペットフード等) が入っていたもの
	あ き び ん	飲食品 (飲み薬を含む)・化粧品が入っていたもの
	ペ ッ ト ボ ト ル	ペットボトルマークがついているもの
	衣 類	衣類 (毛布, タオルを含む)
有 害 ご み		乾電池, 蛍光管, 鏡, 水銀体温計等
粗 大 ご み		本市認定ごみ袋に入らないもの又は5kg以上のもの (木製家具, ベッド, マットレス, ガスレンジ, バッテリー, 自転車, 電化製品, 電子レンジ, 石油ストーブ) 等

ウ 収集方法及び収集回数

家庭ごみの収集方法及び収集回数は現状と同様とし、表 3-23 に示します。なお、今後の家庭ごみの排出状況や本計画に基づき実施するごみの減量化・資源化の取組と調和を図りながら、必要に応じて安定的で効率的な収集体制を検討します。

表 3-23 収集方法及び収集回数

分別の区分		収集方法	回数	
もやせるごみ		集積所収集	週2回	
もやせないごみ			月1回	
プラスチックごみ			週1回	
資源ごみ A	新聞紙		月2回	
	雑誌・雑がみ			
	段ボール			
	紙パック			
資源ごみ B	あきかん			
	あきびん			
	ペットボトル			
	衣類			
有害ごみ				年3回
粗大ごみ		戸別有料収集		随時

(6) ごみの適正な処理及びこれを実施する者

本市のごみの処理区分ごとの処理方法、処理施設及び処理主体を表 3-24 に示します。

これらの体制を取りながら収集・運搬については、委託業者や許可業者へ適正処理の指導を行うとともに、ごみの分別区分や排出量に基づいて、安定した中間処理及び最終処分・資源化を進めます。

表 3-24 区分別の処理方法と処理施設及び処理主体

分別の区分	処理方法	処理施設等		処理主体		
		1次処理	2次処理	収集・運搬	中間処理	最終処分・資源化
もやせるごみ	焼却 リサイクル	清掃センター	(焼却灰) 委託	委託	委託	市 及び 委託
もやせないごみ	リサイクル 埋立	不燃物リサイクル センター	—	委託		
プラスチックごみ	リサイクル	不燃物リサイクル センター	委託	委託		
新聞紙	リサイクル	売却	—	委託		
雑誌・雑がみ	リサイクル	売却	—	委託		
段ボール	リサイクル	売却	—	委託		
紙パック	リサイクル	売却	—	委託		
あきかん	リサイクル	売却	—	委託		
あきびん	リサイクル	委託	—	委託		
ペットボトル	リサイクル	不燃物リサイクル センター	委託	委託		
衣類	リサイクル	売却	—	委託		
有害ごみ	リサイクル	委託	—	委託		
粗大ごみ	焼却 リサイクル 埋立	清掃センター 不燃物リサイクル センター	—	委託		
家庭系(可燃性)	焼却 リサイクル	清掃センター	(焼却灰) 委託	排出者		
家庭系(不燃性)	リサイクル 埋立	不燃物リサイクル センター	—	排出者		
事業系(可燃性)	焼却 リサイクル	清掃センター	(焼却灰) 委託	排出者 許可業者		
事業系(不燃性)	リサイクル 埋立	不燃物リサイクル センター	—	排出者 許可業者		

ア 収集・運搬計画

計画最終年次における収集・運搬計画を表 3-25 に示します。

本市の収集・運搬は、家庭ごみについては委託又は直接搬入とし、事業系ごみについては許可又は直接搬入とします。

今後は、循環型社会の構築を念頭に置きながら、計画収集人口推計の減少や市民ニーズに対応できるよう、また、今後のごみの排出状況や本計画に基づき実施するごみの減量化・資源化の取組と調和を図りながら、必要に応じて安定的で効率的な収集・運搬体制を検討します。

表 3-25 収集・運搬計画

区 分		2017 (H29)	2031	
		現状	現況継続時の推計	施策実施時の推計
計画収集人口 (人)		200,691	178,683	178,683
収 集	もやせるごみ (t/日)	83.8	74.6	66.4
	もやせないごみ (t/日)	6.8	4.9	4.4
	プラスチックごみ (t/日)	7.4	6.2	5.5
	有害ごみ (t/日)	0.1	0.1	0.1
	資源ごみ (t/日)	4.7	3.5	3.1
	粗大ごみ (t/日)	1.5	1.3	1.2
	小計 (t/日)	104.2	90.6	80.7
直 接 搬 入	家庭系 (可燃) (t/日)	13.9	15.8	14.0
	家庭系 (不燃) (t/日)	8.7	8.7	7.7
	事業系 (可燃) (t/日)	59.2	62.4	55.6
	事業系 (不燃) (t/日)	1.9	1.9	1.7
	小計 (t/日)	83.8	88.8	79.0
集団回収・拠点回収 (t/日)		5.1	3.6	3.2
合計 (t/日)		193.0	183.0	162.9
1人1日平均排出量 (g/人・日)		939	1,024	912

イ 中間処理計画

(ア) 中間処理の適正化

資源・エネルギーの再利用・有効利用及び徹底した最終処分量の減量・減容化を図ることを基本に、ごみの適正処理体制の構築を目指します。

a 焼却

紙、布類はリサイクルを推進しますが、可燃ごみの大半を占める再生不可能な紙と生ごみの処理は、現焼却処理施設の長寿命化工事を実施し、2033年度まで稼働する計画であることから、現段階では焼却による減量・減容化を選択することが最適です。よって、リサイクルができない可燃性のごみや破碎された可燃残渣等の焼却可能なごみは全量焼却とし、徹底した減量・減容化を行います。

b 焼却残渣

焼却後の灰は、その全量を民間の再生資源業者に処理を委託します。

c 破碎・選別

減量・減容・再利用のため、不燃ごみは破碎処理後、金属回収を行います。破碎処理後の可燃残渣は減量化のため焼却処理を行います。不燃残さは、埋立最終処分します。

d 資源化

破碎処理後の金属は回収し、資源化します。また容器包装リサイクル法（以下容リ法）に規定する容器包装プラスチックとペットボトルは選別し、圧縮梱包処理します。これらは全量を公益財団法人日本容器包装リサイクル協会を通じて、資源化します。

(イ) 中間処理量

計画目標年時（2031年度）における中間処理量を表 3-26 に示します。

表 3-26 中間処理量

（単位：t/日）

区 分	2017 (H29)	2031	
	現状	現況継続時の推計	施策実施時の推計
焼却処理	168.6	165.5	147.3
破碎・選別処理	13.4	11.6	10.3
容リ法プラ圧縮梱包	4.9	4.2	3.7
ペットボトル圧縮梱包処理	0.5	0.4	0.4

ウ 最終処分計画

(ア) 最終処分対象物

最終処分の対象として次のものを想定しています。

- ・家庭系の直接搬入される土砂・がれき
- ・不燃・粗大ごみ処理施設から発生する破砕不燃物
- ・プラスチック減容固化物（容り法不適合プラスチックごみ）

(イ) 最終処分量

2010（平成22）年度からは、プラスチック製容器包装を容り法に基づいて資源化を図っているため、埋立処分は、破砕不燃物を主としたものとなっています。計画目標年時（2031年度）の最終処分量の見込みを表3-27に示します。

ごみ処理量の変化に対応して、効率的な施設の運営を進めていきます。

表 3-27 最終処分量

年度		2017 (H29)	2031	
種別		現状	現況継続時の推計	施策実施時の推計
埋立 処分量 (t/日)	焼却残渣	—	—	—
	破砕不燃物	3.68	3.19	2.84
	固化プラスチック	0.02	0.01	0.01
	土砂・がれき	0.86	0.75	0.66
	合計	4.55	3.95	3.51
処分容量 (m ³ /年)	埋立量	2,002	1,827	1,545
	覆土	580	529	448
	合計	2,582	2,357	1,993

(7) 処理施設の整備

ア 鈴鹿市清掃センター

現施設は、循環型社会形成推進交付金制度を利用して、2016（平成28）年度から2020年度までDBO^{※1}方式により基幹的設備改良工事を実施し、焼却処理施設の長寿命化を行い、2033年度まで管理運営業務をDBO事業者に委託しています。

また、今後の整備については、鈴鹿市公共施設等総合管理計画の基本的な考え方と整合を図りながら、検討を行っていきます。

イ 鈴鹿市不燃物リサイクルセンター

現施設は、2007（平成19）年度からPFI^{※2}（BTO^{※3}）方式により、不燃・粗大ごみ処理施設、容器包装プラスチック処理施設、最終処分場を整備し、2030年度まで管理運営業務をPFI事業者に委託しています。

また、今後の整備については、鈴鹿市公共施設等総合管理計画の基本的な考え方と整合を図りながら、検討を行っていきます。

ウ 旧深谷処理場浸出水処理施設

1972（昭和47）年10月から1997（平成9）年3月まで埋め立てを行っていた最終処分場については、法に基づく周縁地下水の水質検査等及び1995（平成7）年4月から稼動した水処理施設により浸出水の浄化を継続して行い、適正な管理を行います。

また、今後の整備については、鈴鹿市公共施設等総合管理計画の基本的な考え方と整合を図りながら、検討を行っていきます。

※1 DBO方式（Design Build Operate）：公共が自ら資金調達し、設計（Design）・建設（Build）、維持管理及び運営（Operate）を公共が民間事業者に請負・委託で一括発注する方式です。

※2 PFI方式（Private Finance Initiative）：民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、公共施設等の設計、建設・改修・更新、維持管理、運営等を行う公共事業の手法です。公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方です。

※3 BTO方式（Build Transfer Operate）：PFI事業者が施設を建設（Build）し、その後、一旦施設の所有権を公共に移管し（Transfer）した上で、PFI事業者が施設を管理、運営（Operate）する事業方式です。

(8) その他

ア 不法投棄対策

市内で発生するごみの不法投棄は近年減少傾向にありますが、依然として多くの不法投棄が発生しており、2017（平成 29）年度の本市への通報件数は 83 件でした。

本市では、不法投棄対策として、国・県・市の公共用地管理者や警察、自治会等の関係者により「鈴鹿市不法投棄対策連絡会議」を設置しており、今後も引き続き、同会議の構成機関が連携・協働して各種対策を実施していきます。

また、2017（平成 29）年度から、事業者と協働した地域の見守り活動の一環として、不法投棄の通報に関する協力体制を構築しました。

今後は、これらの体制を活用して、早期発見と早期対応に努めるとともに、不法投棄対策として、不法投棄監視カメラや不法投棄禁止看板の設置による抑止対策、不法投棄多発箇所のパトロール、広報すずかやホームページ等を活用した啓発活動等により、不法投棄の撲滅を目指します。

イ 広報・啓発活動

住民・事業者の協力を得ながら、本市のごみ処理の施策を実現するため、広報・啓発活動を強化します。市のごみ処理の状況については、広報紙・ホームページ及びコミュニティ FM やケーブルテレビ等の地域メディアを通じて、住民及び事業者に対して情報提供を行い、ごみの適正処理、減量・資源化の必要性等に関する意識を高めていきます。また、学校教育の場において副読本を活用した環境教育を実施し、子どもの頃から環境や正しいごみ処理に関する意識の定着を図るとともに、従来からのポスターコンクールをはじめ、川柳募集などを通じて、子どもから高齢者までが家庭内で環境について語り合う機会を提供します。



【広報すずかによる広報・啓発活動】

ウ 資源の持ち去りに関する対策

資源ごみをごみ集積所から持ち去る行為が多発する中、2011（平成 23）年 3 月に市廃棄物処理条例を一部改正し、「資源ごみの持ち去り行為の禁止」を規定し対応してきましたが、依然として資源ごみの持ち去り行為が確認されています。

資源ごみの持ち去り行為は、本市の資源化率の低下を招くだけでなく、市民に不安感を与え、市民の協力のもとに成り立っている資源循環システムに大きな影響を及ぼす可能性があります。

この対策として、資源ごみ集積所の定期的なパトロールやごみ集積所を管理する自治会への注意喚起、ごみ集積所への看板の設置等の抑止対策を講じるとともに、条例に基づく持ち去り行為者の告発等を実施してきましたが、必ずしも実効性のある対策となっていないのが現状です。

このような状況を踏まえ、今後は、対症療法的な対策から持ち去りされにくい収集体制の構築を検討する等、抜本的な対策の転換を検討していきます。

エ 災害時等における処理対策

大地震や風水害時には、一時的に著しく多量の災害廃棄物の発生が想定されるため、通常的一般廃棄物の処理を維持することに加えて、災害廃棄物を迅速に適正処理する必要があります。

本市では、2014（平成 26）年度に「災害廃棄物処理計画」を策定していますが、2018（平成 30）年 3 月に改定された国の災害廃棄物対策指針に基づき、環境省や三重県から新しい情報を収集するとともに、各地で実施されている災害廃棄物処理に関する新たな知見を活用して、本市の「地域防災計画」との整合を図りながら「災害廃棄物処理計画」の見直しを進めます。

また、廃棄物処理関連事業者や周辺自治体等との広域的な相互協力体制の構築等、災害廃棄物処理体制の具体化を進め、災害からの早期復旧のための体制整備に努めていきます。

オ 国県との連携

生活の多様化に伴い、廃棄物を取り巻く環境も変化し続けています。その中で新たなリサイクルルートの確立や広域的な対応等も考えられます。国、県に対して法律や全国的な制度整備の情報収集や働きかけを、市民、事業者、隣接市町と協力して行っていきます。

カ 計画のフォローアップと事後評価

本計画を総合的・計画的に進めていくために、廃棄物減量等推進審議会を必要に応じて開催し、進捗状況の報告と意見聴取の場を設けていきます。また、必要に応じて県等の関係機関とも意見交換の場を行うなど、地域の実情に応じた計画となるよう努めていきます。

さらに、本市総合計画の見直し又は新規策定期間にあわせて、本計画も見直しを行います。その際には、計画処理人口やごみ処理の実情を考慮したうえで設定した成果指標の妥当性や、計画本文の内容についても見直しを行うこととします。

第4章 生活排水処理基本計画

1 生活排水を取巻く社会情勢

(1) 関係法令の概要

生活排水処理の関連法を表 4-1 に示します。

表 4-1 関係法の概要

関連法	公布年月	概要
水質汚濁防止法	1970(昭和45)年 12月	工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的としています。
浄化槽法	1983(昭和58)年 5月	公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。
下水道法	1958(昭和33)年 4月	公共下水道、流域下水道等の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的としています。

(2) 国・県の動向

国は、生活排水対策の推進にあたり、水質汚濁防止法により、生活排水対策に係る各主体（行政、国民）の責務の明確化や、浄化槽法によるし尿処理等を規定しました。

また、2014（平成26）年1月に、国土交通省、農林水産省、環境省の3省から「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」（以下「3省構想マニュアル」という。）を公表しています。

これは、生活排水処理施設整備計画の策定に当たって、生活排水処理施設の早期概成をめざすとともに、既整備施設の効率的な維持管理・運営についても考慮するよう示したものです。

三重県は、1973（昭和48年）に北勢沿岸流域下水道事業（南部処理区）を計画しています。これは、四日市市・鈴鹿市・亀山市の3市を計画区域とし、県が整備した四日市市楠町の下水道終末処理場（南部浄化センター）で汚水処理を行うものです。

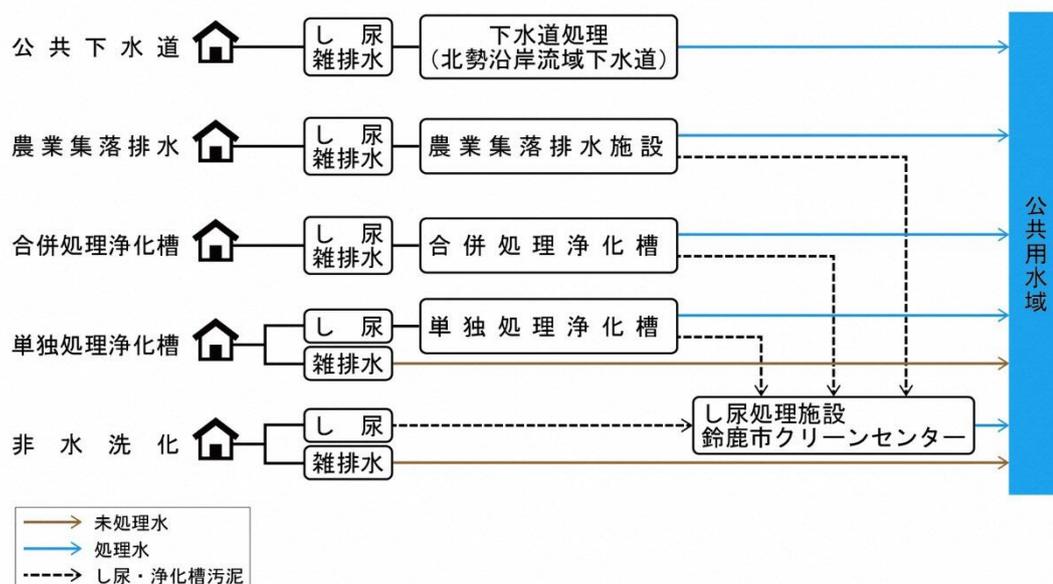
また、2016（平成28）年6月には、人口減少や厳しい財政事情といった社会・経済情勢の変化を踏まえ、「3省構想マニュアル」に基づく新たな「三重県生活排水処理アクションプログラム」（以下「アクションプログラム」という。）を策定し、生活排水の対策を推進するために生活排水処理施設の整備計画を示しています。

2 生活排水処理の概要

公共下水道に接続されている区域の生活排水は、南部浄化センターにおいて処理されています。

その他の区域におけるし尿と浄化槽汚泥については、し尿処理施設の鈴鹿市クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）で処理しています。

生活排水処理の概略フローを図 4-1 に示します。



※ 計画処理区域外（鈴鹿市采女が丘町）から排出される生活排水は、四日市市の公共下水道に接続し処理しています。

図 4-1 生活排水処理の概要

3 生活排水処理の状況

(1) 生活排水の処理主体

生活排水の処理主体の現況を表 4-2 に示します。

表 4-2 生活排水の処理主体

処理施設の種類	生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	県（市）
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	市

※ 公共下水道は、県が実施する北勢沿岸流域下水道事業（南部処理区）に伴い、流域関連公共下水道事業を鈴鹿市が実施しています。

(2) 生活排水処理形態別人口

生活排水処理形態別人口の内訳を表 4-3 及び図 4-2 に示します。

2017（平成 29）年度の生活排水処理率は、公共下水道等の生活排水処理施設の整備や普及により、約 91.0%まで向上しています。

表 4-3 生活排水処理形態別人口

項目	年度	(単位:人)				
		2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
行政区域内人口		200,805	200,338	200,277	200,151	200,435
計画処理区域内人口 ^{※1}		200,781	200,315	200,250	200,126	200,410
水洗化（生活排水処理） （生活排水処理率 ^{※2} ）		172,689 (86.0%)	175,016 (87.4%)	180,037 (89.9%)	180,917 (90.4%)	182,328 (91.0%)
公共下水道		83,915	89,299	91,287	93,838	98,665
農業集落排水施設		15,551	15,570	15,628	15,921	16,075
コミュニティ・プラント ^{※3}		0	0	0	0	0
合併処理浄化槽		73,223	70,147	73,122	71,158	67,588
単独処理浄化槽		15,451	13,914	11,117	10,566	9,945
非水洗化（汲み取り）		12,641	11,385	9,096	8,643	8,137
計画処理区域外人口		24	23	27	25	25

(各年度3月末現在)

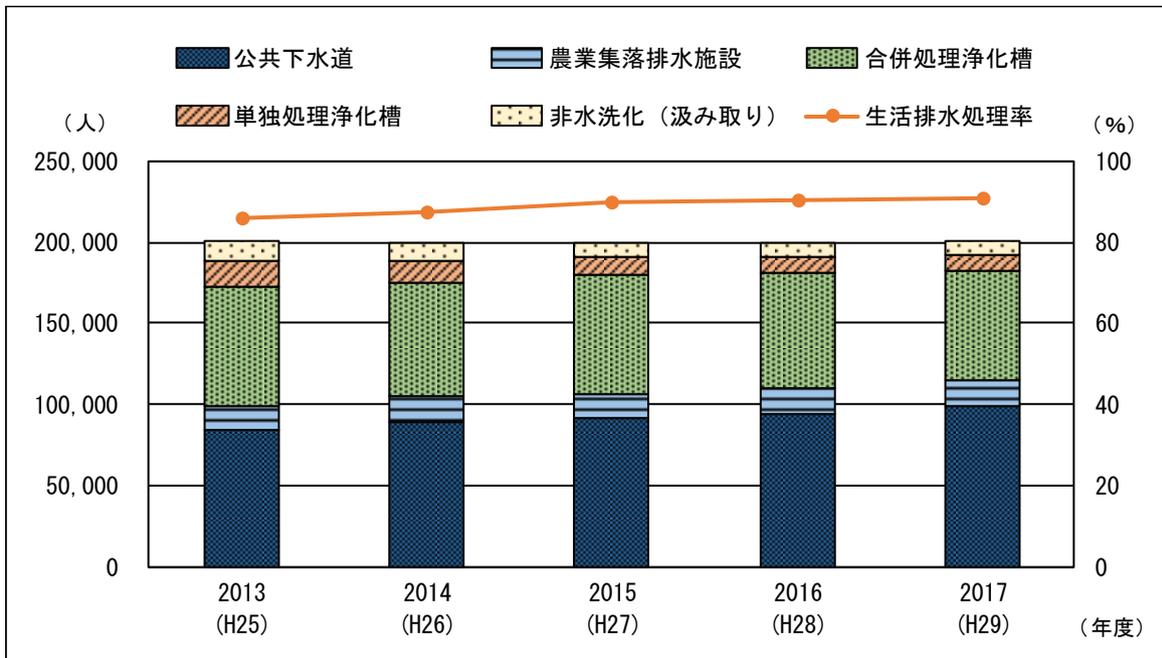


図 4-2 生活排水処理形態別人口

※1 計画処理区域内人口：生活排水処理基本計画の対象区域の人口（市域から采女が丘町を除く）

※2 生活排水処理率：水洗化・生活雑排水処理人口/計画処理区域内人口×100

※3 コミュニティ・プラント：市町村が設置する小規模な下水道処理施設
本市が設置して維持管理する施設の該当はありません

(3) 生活排水処理施設の整備状況

公共下水道の整備状況を表 4-4, 農業集落排水施設の整備状況を表 4-5 に示します。

表 4-4 公共下水道の整備状況

No.	処理分区	処理区域面積 (ha)	処理人口 (人)	汚水量 (m ³ /日)	供用開始年月
1	高岡山	55.17	3,540	805.1	2011(平成23)年3月
2	北長太	28.87	2,000	498.5	1996(平成8)年1月
3	一ノ宮	207.53	9,081	2,230.7	1996(平成8)年1月
4	鈴鹿北部	637.89	33,627	8,890.2	1996(平成8)年1月
5	若松北	4.46	169	42.7	2005(平成17)年3月
6	若松	76.87	3,295	674.6	1997(平成9)年3月
7	若松南	12.76	1,063	239.2	1997(平成9)年3月
8	玉垣	285.39	11,657	2,805.6	1997(平成9)年3月
9	愛宕	39.07	1,803	450.7	1997(平成9)年3月
10	北江島	43.90	2,207	684.1	1998(平成10)年3月
11	鈴鹿南部	335.46	18,314	4,115.1	1998(平成10)年3月
12	旭が丘	116.19	10,215	2,483.6	1998(平成10)年3月
13	野町東	2.36	63	0.0	2018(平成30)年3月
14	野町	56.10	3,390	740.7	1999(平成11)年3月
15	末広	39.28	2,431	667.7	1999(平成11)年3月
16	鈴鹿西部	119.34	8,153	1,828.9	2000(平成12)年3月
17	平野東	14.53	342	116.7	2000(平成12)年3月
18	国府	33.18	1,780	428.1	2000(平成12)年3月
	合計	2,108.35	113,130	27,702.2	—

(2018(平成30)年3月31日現在)

表 4-5 農業集落排水施設の整備状況

No.	地区名	処理区域面積 (ha)	処理人口 (人)	汚水量 (m ³ /日)	供用開始年月
1	合川	25.91	457	130.5	1994(平成6)年4月
2	甲斐	14.44	436	124.9	1995(平成7)年4月
3	国分・木田	34.79	1,326	337.4	1997(平成9)年4月
4	国府	27.49	826	229.8	1997(平成9)年4月
5	津賀	10.65	335	91.7	1997(平成9)年4月
6	深溝	32.34	1,146	280.9	1998(平成10)年3月
7	御蘭	32.63	1,023	272.1	1998(平成10)年3月
8	岸田・花川	30.12	762	208.6	2000(平成12)年3月
9	上田	19.84	656	161.7	2000(平成12)年3月
10	下大久保	31.25	1,132	251.9	2003(平成15)年3月
11	広瀬	24.11	1,010	208.3	2003(平成15)年3月
12	天栄	18.64	832	197.5	2004(平成16)年3月
13	国府西	21.53	672	156.8	2004(平成16)年3月
14	伊船・長澤	75.30	2,760	568.3	2007(平成19)年3月
15	椿	59.84	2,031	379.4	2008(平成20)年3月
16	東庄内	22.47	826	179.1	2008(平成20)年3月
17	井田川北・汲川原	14.30	755	135.2	2012(平成24)年3月
18	三宅・徳居	47.80	1,131	107.2	2016(平成28)年3月
	合計	543.45	18,116	4,021.3	—

(2018(平成30)年3月31日現在)

ア 下水道施設

公共下水道事業は、北勢沿岸流域下水道事業（南部処理区）を上位計画として整合を図り、1980（昭和55）年に既成市街地4,413haを流域関連公共下水道として計画しました。その後、数回の計画見直しを実施され、2012（平成24）年には計画諸元（計画人口等）と汚水管きょ計画を見直し、基本計画区域面積4,525ha、21箇所の処理分区となり、その後基本区域面積を4,429ha（96ha削減）に変更しました。

公共下水道事業は、1988（昭和63）年度に着手し、2017（平成29）年度末の施設整備状況は、処理区域面積が2,108haとなっています。

イ 農業集落排水施設

農業集落排水事業は、1989（平成元）年度に着手し、その後地域からの要望を受けながら、順次整備を進め、2015（平成27）年度に三宅・徳居地区の供用開始を行い、施設整備は完了しました。

（4）し尿及び浄化槽汚泥処理施設の整備状況

本市のし尿及び浄化槽汚泥は、クリーンセンターで処理を行っています。

クリーンセンターでは標準脱窒素処理方式に加え、高度処理を行うことで、水質汚濁の原因とされている窒素やリンの低減に努めています。

施設の概要を表4-6、処理の流れを図4-3に示します。

表 4-6 し尿処理施設の概要

施設名称	鈴鹿市クリーンセンター
所在地	三重県鈴鹿市上野町630番地
業務開始	1965（昭和40）年4月1日 施設名称：鈴鹿市東谷し尿処理場
新施設稼働	1988（昭和63）年10月1日
処理対象	し尿及び浄化槽汚泥
処理方式	標準脱窒素処理方式＋高度処理
処理能力	270kL/日（し尿192kL/日・浄化槽汚泥78kL/日）
放流先	我入坊川（準用河川を経て一級河川鈴鹿川へ）

(5) し尿及び浄化槽汚泥の搬入状況

本市のし尿及び浄化槽汚泥の搬入状況を表 4-7 及び図 4-4 に示します。

し尿搬入量は年々減少傾向にあり、現在その搬入割合は 14%を下回っています。浄化槽汚泥搬入量は年度によるばらつきがありますが、横ばいで推移しています。

表 4-7 し尿・浄化槽汚泥の搬入状況

(単位:kL)

項目	年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
し尿		8,972	8,190	7,992	7,655	7,093
浄化槽汚泥		43,233	44,943	41,960	43,148	44,167
合計		52,205	53,133	49,952	50,803	51,260

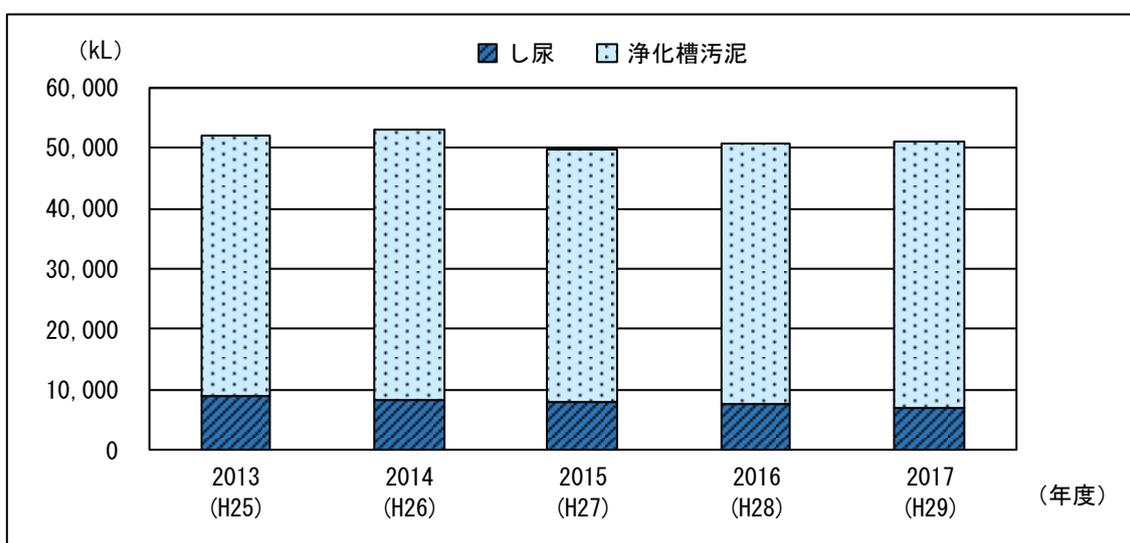


図 4-4 し尿・浄化槽汚泥の搬入状況



【鈴鹿市クリーンセンター】

(6) し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬状況

ア 収集

し尿は許可業者 2 社, 浄化槽汚泥は許可業者 11 社が定期的に計画収集をしており, すべてクリーンセンターで衛生的に処理しています。

イ 運搬

各家庭及び各農業集落排水施設のし尿及び浄化槽汚泥は, クリーンセンターにバキューム車で運搬しています。

(7) 浄化槽汚泥の処理残さの最終処分状況

本市の処理残さの最終処分量を表 4-8 及び図 4-5 に示します。

処理残さの最終処分量は, 2013 (平成 25) 年度以降 3,000t 前後で推移しています。

表 4-8 処理残さの最終処分量

(単位:t)

項目 \ 年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
処理残さ	3,122	3,082	2,724	2,954	2,861

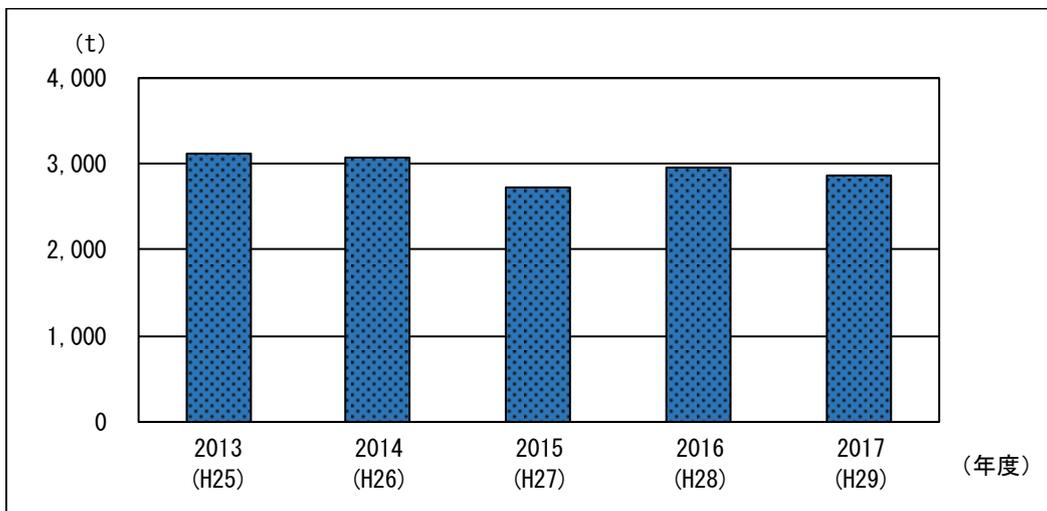


図 4-5 処理残さの最終処分量

(8) 鈴鹿市合併処理浄化槽設置整備事業補助金

生活排水対策の一つとして重要な役割を担っているのが, し尿と生活排水を合わせて処理する合併処理浄化槽です。本市では合併処理浄化槽を設置する個人及び自治会に, 設置費及び既設の単独浄化槽からの転換費の一部を補助しています。

なお, し尿のみを処理する単独浄化槽の新設は禁止されています。

対象地域は, 公共下水道事業計画区域, 農業集落排水事業区域, 大型合併処理浄化槽の処理対象区域を除いた市内の地域です。

4 生活排水処理の現状に係る課題

(1) 公共下水道事業

2017（平成 29）年度末の普及状況は、行政区域内人口 200,435 人に対して処理区域内人口 113,130 人で普及率 56.4%、処理区域面積 2,108ha となっています。今後、公共下水道の整備が完了するには、多額の費用と時間が必要となります。

(2) 農業集落排水事業

2017（平成 29）年度末の普及状況は、処理区域内人口 18,116 人で普及率 9.0%、処理区域面積は 543.5ha で施設の整備事業は完了しています。

今後は、維持管理の段階になり、時間の経過とともに維持管理費を要することが見込まれます。

(3) 未処理の生活排水

本市の前生活排水処理基本計画の中では、2018（平成 30）年度の生活排水処理率の目標値を 84.4%としていましたが、公共下水道等の生活排水処理施設の整備・普及により、2017（平成 29）年度末の生活排水処理率は 91%にまで向上しています。

しかし、一部、未処理の生活雑排水が、水路及び河川等の公共用水域に排出され、水質汚濁の原因となっています。

(4) し尿と浄化槽汚泥の混入割合の逆転現象

クリーンセンターは、1988（昭和 63）年 10 月の稼動から 30 年が経過していません。

当初の設計では主にし尿を処理するよう設計されており、稼動当初はし尿量が約 70%を占め浄化槽汚泥量が約 30%でしたが、公共下水道等の水洗化の普及で現在はし尿量が約 14%、浄化槽汚泥量が約 86%の割合となっています。

し尿と浄化槽汚泥の混入割合の逆転現象により、現在の施設で効率的かつ適正に処理することが年々困難になってきています。

5 生活排水処理基本計画

(1) 基本理念、基本方針及び基本施策

鈴鹿市総合計画 2023 では、将来都市像を支えるまちづくりの柱の一つとして、「自然と共生し 快適な生活環境をつくるまち すずか」を推進しています。

生活排水処理基本計画では、このまちづくりの柱の実現に向けた達成目標である「めざすべき都市の状態」を基本理念とし、基本理念に沿った取組の方向性として5つの基本方針を掲げて、各基本施策に取り組んでいきます。

基本理念	<p style="text-align: center;">自然と共生し 快適な生活環境をつくるまち すずか</p> <p style="text-align: center;">（鈴鹿市総合計画 2023 の将来都市像を支えるまちづくりの柱）</p>
	<p>1 資源を有効に活用していること</p> <p>2 都市基盤がバランス良く整い、快適に暮らしていること</p>
基本方針	<p>1 公共下水道事業の推進</p> <p>未普及地区の早期解消に向け、計画的な公共下水道の整備に取り組めます。</p> <p><基本施策></p> <p>市街化区域の人口密集地を中心に供用開始区域の隣接した地区を優先し、効率的な整備を進めていきます。</p>
	<p>2 農業集落排水施設の維持管理</p> <p>農業集落排水施設の効率的な維持管理に取り組めます。</p> <p><基本施策></p> <p>生活排水を適正に処理するよう計画的な維持管理に取り組めます。</p>
	<p>3 合併処理浄化槽への転換促進</p> <p>合併処理浄化槽の普及に努めます。</p> <p><基本施策></p> <p>合併処理浄化槽設置整備事業を推進する区域では、合併処理浄化槽の新設に加えて、単独処理浄化槽やし尿汲み取り式便所を設置している家庭に対して合併処理浄化槽への転換を補助制度により支援します。</p>
	<p>4 し尿処理施設の整備</p> <p>し尿・浄化槽汚泥等を適正に処理し、衛生的で快適な生活環境の保全に努めます。</p> <p><基本施策></p> <p>老朽化が進んでいるクリーンセンターでは、長期的な視野に立った施設整備を進めていきます。</p>
	<p>5 水質保全に係る普及・啓発の推進</p> <p>市内河川の水質を改善するため、生活排水の対策について市民及び事業者への指導及び啓発に努めます。</p> <p><基本施策></p> <p>広報紙やホームページを活用して、市民や事業者への啓発を推進します。</p>

(2) 生活排水処理に関する区域

処理形態別区域は、以下のとおりとします。

ア 公共下水道で処理する区域

公共下水道で処理する区域は、下水道法第4条第1項事業計画に定められた予定処理区域（北勢沿岸流域下水道関連鈴鹿市公共下水道事業認可区域）とし、図4-6に示す区域とします。

イ 農業集落排水事業で処理する区域

農業集落排水事業で処理する区域は、施設の整備事業が完了している18地区とし、図4-6に示す区域とします。

ウ 合併処理浄化槽で処理する区域

合併処理浄化槽設置整備事業を推進する区域は、公共下水道事業計画（認可）区域以外であり、かつ、大型合併処理浄化槽が設置されている区域（一部の民間団地）及びその利用が計画されている区域並びに農業集落排水事業区域以外の区域とします。



【北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センター】



【農業集落排水施設（三宅・徳居地区浄化センター）】

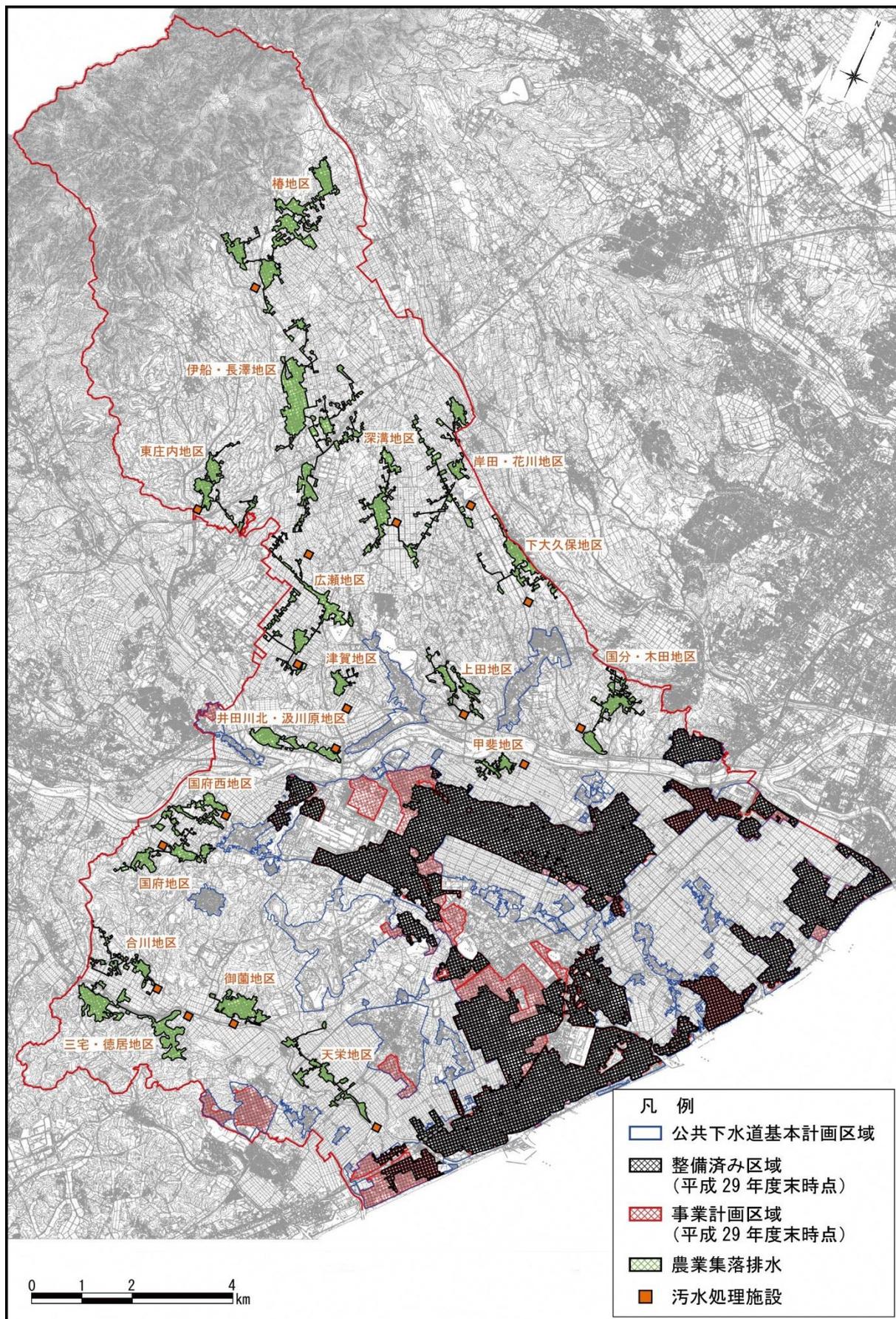


図 4-6 生活排水処理区域図

(3) 生活排水処理に関する基本的事項

ア 生活排水処理率の目標値

目標年度における目標値を表 4-9 及び表 4-10 に示すとおり設定します。
生活排水処理率は、アクションプログラムとの整合性を図っています。

表 4-9 生活排水処理率の目標値

(単位:%)

項目	年度	2017 (H29)	2031 (目標年度)
生活排水処理率		91.0	95.8

※ 生活排水処理率：水洗化・生活雑排水処理人口/計画処理区域内人口×100

表 4-10 生活排水処理人口の将来予測

(単位:人)

項目	年度	2017 (H29)	2031 (目標年度)
行政区域内人口		200,435	178,711
計画処理区域内人口		200,410	178,684
水洗化・生活雑排水処理人口		182,328	171,154
公共下水道		98,665	109,694
農業集落排水施設		16,075	15,707
コミュニティ・プラント		0	0
合併処理浄化槽		67,588	45,753
単独処理浄化槽		9,945	4,239
非水洗化（汲み取り）		8,137	3,291
計画処理区域外人口		25	27

イ 生活排水処理施設の整備

生活排水処理施設の整備の概要を以下に示します。

(ア) 公共下水道

市街化区域の人口密集地を中心に供用開始区域の隣接した地区を優先し、効率的な整備を進めていきます。

(イ) 農業集落排水施設

生活排水を適切に処理するよう、計画的な維持管理に取り組みます。

(ウ) 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽設置整備事業を推進する区域では、合併処理浄化槽の新設及び転換を補助制度により支援します。

(エ) し尿処理施設

クリーンセンターは、設備や装置の劣化が進むとともに、施設全体が老朽化し、し尿と浄化槽汚泥の搬入割合が建設当初と異なり、年々運転管理が難しくなっています。

施設整備には長期間を要することから、今後は、現在の施設を改修して延命化を図りながら、鈴鹿市公共施設等総合管理計画の基本的な考え方と整合を図り施設整備を進めていきます。

(4) し尿及び浄化槽汚泥処理計画

ア し尿及び浄化槽汚泥処理量

目標年度におけるし尿・浄化槽汚泥処理量は、前掲表 4-10「生活排水処理人口の将来予測値」に基づき見込み値を試算しています。

公共下水道の普及等により、し尿・浄化槽汚泥の処理量は減少すると予測されます。

し尿・浄化槽汚泥処理量の見込み値を表 4-11 に示します。

表 4-11 し尿・浄化槽汚泥処理に関する現況と見込み値

(単位:年合計:kL/年、日平均kL/日)

人口	年度	2017(H29)	2031(目標年度)
し尿 (日平均)		7,093 (19.4)	2,879 (7.9)
浄化槽汚泥 (日平均)		44,167 (121.0)	30,270 (82.7)
合計 (日平均)		51,260 (140.4)	33,149 (90.6)

イ し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬計画

し尿・浄化槽汚泥は、市が許可した業者が収集運搬し、クリーンセンターのし尿処理施設で処理しています。今後も現体制を維持していくことを基本としますが、収集・運搬量の減少が予測されるため、効率的な収集・運搬体制により、し尿・浄化槽汚泥処理を行っていきます。

ウ 浄化槽汚泥の処理残さの最終処分計画

クリーンセンターで発生する残さ及び脱水汚泥は、鈴鹿市清掃センターにて焼却します。

なお、焼却後の灰は、資源化を行います。

(5) その他

ア 災害時等における処理対策

地震や風水害時には、多量の災害廃棄物（生活排水）の発生が想定されるため、通常の一般廃棄物の処理を維持することに加えて、災害廃棄物を迅速に適正処理する必要があります。

本市では、2014（平成26）年度に「災害廃棄物処理計画」を策定していますが、2018（平成30）年3月に改定された国の災害廃棄物対策指針に基づき、環境省や三重県から新しい情報を収集するとともに、各地で実施されている災害廃棄物処理に関する新たな知見を活用して、本市「地域防災計画」との整合を図りながら「災害廃棄物処理計画」の見直しを進めます。

また、廃棄物処理関連事業者や周辺自治体等との広域的な相互協力体制の構築等、災害廃棄物処理体制の具体化を進め、災害からの早期復旧に寄与する体制の整備に努めていきます。